

令和6年 第4回定例会

美 瑛 町 議 会 会 議 録

(第2号) 6月19日 開議

美 瑛 町 議 会

## 議 事 日 程 (第 2 号)

令和 6 年第 4 回美瑛町議会定例会

令和 6 年 6 月 1 9 日午前 9 時 3 0 分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 議案第 1 号 美瑛町税条例の一部改正について
- 第 3 議案第 2 号 美瑛町都市計画税条例の一部改正について
- 第 4 議案第 3 号 美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 5 議案第 4 号 美瑛町老人保健施設条例の一部改正について
- 第 6 議案第 5 号 令和 6 年度美瑛町一般会計補正予算 (第 2 号) について
- 第 7 議案第 6 号 令和 6 年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 第 8 議案第 7 号 請負契約の締結について
- 第 9 議案第 8 号 請負契約の締結について
- 第 1 0 議案第 9 号 請負契約の締結について
- 第 1 1 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 1 2 報告第 1 号 令和 5 年度美瑛町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 1 3 報告第 2 号 令和 5 年度美瑛町一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 第 1 4 報告第 3 号 美瑛町土地開発公社の経営状況について
- 第 1 5 報告第 4 号 有限会社美瑛物産公社の経営状況について
- 第 1 6 報告第 5 号 一般財団法人美瑛町農業振興機構の経営状況について
- 第 1 7 報告第 6 号 一般財団法人丘のまちびえい活性化協会の経営状況について
- 第 1 8 意見書案第 2 号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書について
- 第 1 9 意見書案第 3 号 厳しい農業情勢を打開する改正基本法と関連法案を求める意見書について
- 第 2 0 意見書案第 4 号 2 0 2 4 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について
- 第 2 1 意見書案第 5 号 地方財政の充実・強化に関する意見書について
- 第 2 2 意見書案第 6 号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1 / 2 への復元、「3 0 人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書について
- 第 2 3 意見書案第 7 号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書について
- 第 2 4 議員の派遣について



○出席議員（13名）

1番	武田信玄	議員
2番	桑谷覺	議員
3番	京屋愛子	議員
4番	興栢勝也	議員
5番	保田仁	議員
6番	青田知史	議員
7番	白石久代	議員
8番	坂田昌則	議員
10番	八木幹男	議員
11番	谷本憲一	議員
12番	山本賢一	議員
13番	高田紀子	議員
議長	14番 野村祐司	議員

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	角 和 浩 幸 君
副 町	長	吉 川 智 巳 君
会 計 管 理 者		今 野 聖 貴 君
総 務 課 長		新 村 猛 君
まちづくり推進課長		観 音 太 郎 君
地域みらい創造室長		大 庭 路 世 君
税 務 課 長		岩 佐 和 男 君
住 民 生 活 課 長		庄 司 篤 史 君
保 健 福 祉 課 長		鎌 田 静 香 君
子ども・子育て支援室長		谷 口 雄 二 君
商工観光交流課長		高 島 和 浩 君
文化スポーツ課長		才 川 健 一 君
ジオパーク推進室長		長 野 克 哉 君
農 林 課 長		平 間 克 哉 君
建 設 水 道 課 長		今 瀧 毅 君
水 道 整 備 室 長		石 崎 智 大 君
町立病院事務局長		才 川 育 世 君
総務課課長補佐		柴 田 崇 史 君
総務課課長補佐		餌 取 良 君
教 育 長		鈴 木 貴 久 君
管 理 課 長		鈴 木 誠 君
図 書 館 長		山 上 修 司 君
農業委員会事務局長		栗 原 行 可 君
農業委員会会長		只 野 透 君
代 表 監 査 委 員		大 西 宣 充 君

○書記

事務局 長 梶原 祐治 君  
次 長 竹本 匡志 君

---

開議挨拶

---

○議長（野村祐司議員） おはようございます。令和6年度第4回定例会2日目であります。本日は、条例改正補正予算等、多岐にわたっております。慎重な審議をお願いし、開会の挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

---

開議宣告

---

○議長（野村祐司議員） 本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は13人です。本日の議事日程は印刷物で配布のとおりであります。

---

日程第1 会議録署名議員の指名について

---

○議長（野村祐司議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則126条の規定によって、4番興沼勝也議員と8番坂田昌則議員を指名いたします。

---

日程第2 議案第1号 美瑛町税条例の一部改正について

---

○議長（野村祐司議員） 日程第2、議案第1号、美瑛町税条例の一部改正についての件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

岩佐税務課長。

（税務課長 岩佐 和男君 登壇）

○税務課長（岩佐和男君） おはようございます。議案第1号の提案理由につきましてご説明いたします。議案集は1頁から17頁まで。改正要旨及び新旧対照表は別冊資料の1頁から34頁までになります。

今回の改正の主な内容は、地方税法等の一部を改正する法律、関係する政令が、令和6年2月21日並びに令和6年3月30日にそれぞれ公布され、令和6年度分個人住民税の定額減税などに伴い、本条例の一部を改正するものです。

初めに議案を朗読し、その後資料に基づき、改正内容の説明をいたします。

(議案の朗読を省略する)

次に、改正内容を別冊資料により説明いたします。別冊資料は1頁になります。1の改正要旨につきましては、冒頭の提案理由で説明したとおりですので省略いたします。

2の改正概要の中で主なものを説明いたします。まず、町民税では、①令和6年度分の個人住民税所得割額における定額減税実施に伴う規定を新設、②令和6年度分の個人住民税において設ける雑損控除額の特例についての細則等を定める規定の新設、③公益投資信託に係る寄附金税額控除に関する規定の新設を行います。固定資産税では、①地域決定型地方税制特例措置の見直しに係る規定の改正。

続いて2頁に移り②土地の負担調整措置に係る規定の改正、③新築住宅に係る固定資産税の減額措置の適用条件に係る規定の改正を行います。その他、地方税法の改正等に伴う条文の整備を行うものです。

3頁から34頁までの新旧対照表の説明は省略いたします。資料による説明を終わり、議案に戻ります。

議案集の16頁、上から4行目の附則からになります。附則、施行期日、第1条、この条例は公布の日から施行し、改正後の美瑛町税条例の規定は令和6年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行する。

以下、第1号からの朗読は省略いたします。以上で議案第1号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(野村祐司議員) これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第2、議案第1号の件を採決いたします。議案第1号、美瑛町税条例の一部改正についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第1号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第3 議案第2号 美瑛町都市計画税条例の一部改正について

---

○議長(野村祐司議員) 日程第3、議案第2号、美瑛町都市計画税条例の一部改正についての



件を議題と致します本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

岩佐税務課長。

(税務課長 岩佐 和男君 登壇)

○**税務課長(岩佐和男君)** 議案第2号の提案理由につきましてご説明いたします。議案集は18頁から19頁まで。改正要旨及び新旧対照表は別冊資料の35頁から40頁までです。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。

初めに議案を朗読し、その後、資料に基づき改正内容のご説明をいたします。

(議案の朗読を省略する)

次に、改正内容を別冊資料により説明いたします。別冊資料は35頁になります。1の改正要旨につきましては、冒頭の提案理由で説明したとおりですので、ご説明を省略いたします。

2の改正概要は、地方税法の一部を改正する法律により、改正された地方税法の条項ずれなどに伴い、条文を整備するものです。

36頁から40頁までの新旧対照表の説明は省略いたします。

資料による説明を終わり、議案に戻ります。議案の19頁、下から13行目の附則からになります。附則、施行期日、第1項、この条例は公布の日から施行し、改正後の美瑛町都市計画税条例の規定は令和6年4月1日から適用する。

以下、第2項からの朗読は省略いたします。以上で議案第2号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○**議長(野村祐司議員)** これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第3、議案第2号の件を採決します。議案第2号、美瑛町都市計画税条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第2号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第4 議案第3号 美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

---

○議長（野村祐司議員） 日程第4、議案第3号、美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

谷口子ども子育て支援室長。

（子ども子育て支援室長 谷口 雄二君 登壇）

○子ども子育て支援室長（谷口雄二君） おはようございます。議案第3号の提案理由につきましてご説明をさせていただきます。議案集につきましては、20頁になります。

条例改正の要旨及び新旧対照表は別冊資料の41頁から43頁になります。今回の条例改正につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準である平成26年厚生労働省令の改正に伴い、本条例の一部を改正するものです。

最初に議案を朗読させていただき、その後、改正内容につきましてご説明をさせていただきます。それでは議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

それでは、別冊資料41頁の条例の改正要旨により説明をさせていただきます。1の改正要旨は先ほどご説明させていただきましたので省略をさせていただきます。

2の概要でございますが、基準省令が条例の従うべき基準とされているため、省令に準じて職員配置基準の一部を改正するものです。施行期日は公布の日から施行いたします。新旧対照表の説明につきましては、42頁から43頁になりますので、ご参照願います。以上で議案第3号の提案理由の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（野村祐司議員） これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。質疑ありませんか。

（「はい」の声）

6番、青田議員。

○6番（青田知史議員） 6番、青田でございます。おはようございます。よろしく願いいたします。この家庭的保育事業という、称される事業についてなんですけれども、本町において、このような事業は、どこで行われているのか。存在するのか。また一般的にどのような事業なのかですね、その内容について伺いたいと思います。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 谷口子ども子育て支援室長。

○子ども子育て支援室長（谷口雄二君） 本町におきましては、これに該当する事業はございません。それで理由としましては、町内のですね保育園、それから認定こども園の中でですね待機児童が生じていないということが主な原因かと思えます。それでこの事業の概要なんですけれども、今言いましたように待機児童対策の一つにもなっております、基本的には小規模、家庭の中でできるような、小規模の事業を行うものになります。以上でございます。

○議長（野村祐司議員） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長（野村祐司議員） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第4、議案第3号の件を採決します。議案第3号、美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第3号の件は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第4号 美瑛町老人保健施設条例の一部改正について

---

○議長（野村祐司議員） 日程第5、議案第4号、美瑛町老人保健施設条例の一部改正についての件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

鎌田保健福祉課長。

（保健福祉課長 鎌田 静香君 登壇）

○保健福祉課長（鎌田静香君） おはようございます。議案第4号の提案理由につきましてご説明させていただきます。議案集につきましては、21頁になります。条例改正要旨及び新旧対照表につきましては、別冊資料の44頁から45頁になります。

今回の条例改正につきましては、介護保険法に規定、平成9年法律第123号に規定する特定介護保険施設等における居住費等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の上、事情を勘案して、厚生労働大臣が定める費用の額等が引上げられたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。

最初に議案を朗読させていただき、その後、改正内容につきましてご説明いたします。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

次に、改正内容について、別冊資料により説明いたします。別冊資料44頁になります。1の改正要旨は冒頭の提案理由で説明させていただきましたので省略いたします。

2の改正の概要ですが、別表第6条関係に定める利用料のうち、居住費を60円ずつ増額するものです。

3の施行期日は令和6年8月1日からとなっております。

45頁の新旧対照表の説明につきましては省略させていただきます。

資料の説明を終わり、議案集の21頁に戻ります。附則からになります。附則、この条例は令和6年8月1日から施行する。以上、議案第4号の提案理由の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(野村祐司議員) これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。質疑ありませんか。

(「はい」の声)

6番、青田議員。

○6番(青田知史議員) 6番、青田でございます。よろしく申し上げます。ほの香の入居されてる方たちにとってはコスト上がるということで、喜ばしい話ではないのかなという風に思ってるんですけども、当然その指定管理をしている法人と、利用者さん、入居されてる方とかご家族含めてある程度話をした上でこの金額が出て、それで議会のほうに提示されてるって言って提案されているということで理解してよろしいか伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 鎌田保健福祉課長。

○保健福祉課長(鎌田静香君) 今回の条例の改正につきましては、これまでも、介護報酬の改定の際に居住費等、食費もそうなんですけれども、上がったときに改正させていただいてるということで、こちらにつきましては施設のほうで周知のほうはしているというところになります。以上です。

○議長(野村祐司議員) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第5、議案第4号の件を採決します。議案第4号、美瑛町老人保健施設条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第4号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第5号 令和6年度美瑛町一般会計補正予算(第2号)について

日程第7 議案第6号 令和6年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算(第1号)について

---

○議長(野村祐司議員) 日程第6、議案第5号、令和6年度美瑛町一般会計補正予算(第2号)についての件及び日程第7、議案第6号、令和6年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算(第1号)についての件を一括議題といたします。

これから各議案の提案理由の説明を求めます。初めに、議案第5号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

新村総務課長。

(総務課長 新村 猛君 登壇)

○総務課長(新村 猛君) おはようございます。議案第5号の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。議案集は、22頁から34頁までになります。

今回の補正予算の主なものは、企業版ふるさと納税人材派遣型の導入に伴う報酬の追加、臨時特別給付金事業費の追加、畜産経営支援事業費の追加、町民スキー場改修事業費の追加及び各基金会計への積立金の追加などです。

はじめに議案条文を朗読し、その後、内容をご説明いたします。

(議案の朗読を省略する)

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、ご説明申し上げます。はじめに、歳出からご説明いたします。議案集の27頁になります。歳出。第2款総務費、第1項総務管理費、第2目一般管理費、補正額26万6,000円の追加。行政区会館運営費補助事業の要望件数の増に伴う補助金の追加です。

第7目地域振興費、補正額7万2,000円の追加。ゼロカーボン推進協議会設置に伴う委

員報酬の追加です。

第9目移住対策費、補正額124万円の追加。説明欄(1)セカンドホームツーリズム事業は、ビルケの森体験住宅の暖房用ボイラー故障に伴う更新工事費82万8,000円の追加。

(2)定住促進住宅管理事業は、寿町住宅1号室のストーブ故障に伴う更新工事費41万2,000円の追加です。

第14目諸費、補正額960万円の追加。説明欄1の(1)企業版ふるさと納税推進事業は、企業版ふるさと納税人材派遣型制度の活用に伴う、民間企業の人材2名の報酬600万円の追加。2の(1)過年度歳入過誤納還付金は、住民税及び各種交付金等の還付金で360万円の追加です。

29頁になります。第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、補正額1億3,754万8,000円の追加。物価高による生活費の増加等による負担増を踏まえた、所得水準や世帯構成等に応じた各種給付金及び定額減税の実施に伴う臨時特別給付金事業として、説明欄の(1)調整給付金は、定額減税において、減税しきれないと見込まれる方への給付金事業費8,147万1,000円の追加。(2)低所得世帯分は、新たに住民税非課税世帯等となる世帯への給付金事業費5,201万8,000円の追加。(3)子育て加算分は、低所得者世帯のうち、18歳以下の児童を扶養している世帯への給付金事業費405万9,000円の追加です。

第4目福祉センター費、補正額42万7,000円の追加。福祉センターのボイラー及び受水槽の故障に伴う修繕料の追加です。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2目保健指導費、補正額18万円の追加。1か月児健康診査委託料の追加です。

31頁になります。第6款農林水産業費、第1項農業費、第2目農業振興費、補正額1,233万2,000円の追加。説明欄(1)持続的畑作生産体系確立緊急支援事業は、876万5,000円の追加。(2)農地利用効率化等支援交付金は、356万7,000円の追加で、いずれも割当内示に伴う追加です。

第3目畜産業費、補正額632万7,000円の追加。生乳生産抑制への支援及び生産経費が高騰している養豚業の支援に伴う事業費の追加です。

第7款商工費、第1項商工費、第3目観光費、補正額103万円の追加。説明欄(1)青い池管理運営事業は、青い池駐車場内の事前精算機1台の追加に伴う委託料56万8,000円の追加。(2)観光地混雑状況可視化システム導入事業は、観光地混雑状況カメラ増設検討に伴う委託料46万2,000円の追加です。

第2項文化スポーツ振興費、第1目文化振興総務費、補正額69万3,000円の追加。町内在住の陶芸家の作品と、作品鑑賞用展示台の購入に伴う備品購入費の追加です。

第7目保健体育施設費、補正額1,082万4,000円の追加。説明欄(1)スキー場管理運営事業は、スキー場管理に要するスノーモービルの更新に伴う購入費用121万円の追加。

(2)町民スキー場改修事業は、ロープトウバックストップ装置の故障等に伴う改修工事費961万4,000円の追加です。

第8款土木費、第5項住宅費、第1目住宅管理費、補正額44万円の追加。南町公営住宅及び中町公営住宅に設置の既存エレベーターの経年劣化の進行に伴う現況調査の委託料の追加です。

33頁になります。第10款教育費、第4項社会教育費、第3目図書館費、補正額23万4,000円の追加。図書館高圧ケーブルの修繕に伴う追加です。

第12款諸支出金、第1項普通財産取得費、第4目農業振興基金費、補正額100万円の追加。

第5目福祉基金費、補正額960万円の追加。第7目光ファイバーテレビ放送網管理基金費補正額7,000円の追加。

第8目森林環境譲与税基金費、補正額3,245万円の追加は、前年度予算に計上していた基金会計への積立てについて、事務手続きを怠ったことにより未執行となったことから、改めて各基金へ積み立てる追加です。このことにつきましては、適正を欠いた事務処理によりまして、行政事務の信頼を損ねることになってしまいました。深くお詫びを申し上げます。改めて、予算を適切に執行する責務を自覚し、今後の再発防止に努めてまいります。誠に申し訳ございませんでした。

第9目丘のまちびえいまちづくり基金費、補正額2,473万円の追加。まちづくり寄附金1,315件分、2,453万円及び企業版ふるさと納税寄附金1件分、20万円を丘のまちびえいまちづくり基金に積み立てる追加です。

次に、歳入についてご説明いたします。25頁になります。歳入。第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目総務費補助金、補正額1億3,754万8,000円の追加。事業実施に伴う物価高騰対応重点支援地方創生交付金の追加です。

第3目衛生費補助金、補正額9万円の追加。対象事業の実施に伴う母子保健衛生費補助金の追加です。

第15款道支出金、第2項道補助金、第4目農林水産業費補助金、補正額1,233万2,000円の追加。農地利用効率化等支援交付金及び持続的畑作生産体系確立緊急対策事業補助金の割当内示に伴う追加です。

第17款寄附金、第1項寄附金、第1目寄附金、補正額3,073万円の追加。まちづくり寄附金1,315件分、2,453万円の追加、企業版ふるさと納税寄附金1件分、20万円及び企業版ふるさと納税人材派遣型分600万円の追加です。

第18款繰入金、第2項基金繰入金、第1目基金繰入金、補正額840万円の追加。事業実施に伴う追加です。

第19款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金、補正額5,030万円の追加。財源補填に伴う追加です。なお、令和5年度の一般会計繰越金決定額は、2億7,924万円で、今回の補正後の繰越金計上額は、7,530万円となり、財源留保額は、2億394万円となります。

第21款町債、第1項町債、第5目商工債、補正額960万円の追加。町民スキー場改修事業に伴う文化スポーツ振興債の追加です。

次に、24頁になります。第2表地方債補正です。変更前の地方債の総額11億6,544万2,000円から960万円を追加し、変更後の地方債の総額を11億7,504万2,000円とするものです。起債の目的、変更前限度額、変更後限度額のみ申し上げ、個別の事業名は省略いたします。

第2表地方債補正、変更。起債の目的、過疎対策事業、変更前限度額7億6,820万円、変更後限度額7億7,780万円。合計、変更前限度額11億6,544万2,000円。変更後限度額11億7,504万2,000円。なお、起債の方法、利率及び償還の方法については、変更ありません。

23頁の第1表歳入歳出予算補正のご説明は省略いたします。以上で、議案第5号のご説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（野村祐司議員） 次に議案第6号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

鎌田保健福祉課長。

（保健福祉課長 鎌田 静香君 登壇）

○保健福祉課長（鎌田静香君） 議案第6号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集につきましては、35頁から40頁になります。

このたびの補正予算の内容は、金利の上昇に伴う一時借入金利子の不足によるものです。

最初に議案条文を朗読させていただきます。議案集35頁になります。

（議案の朗読を省略する）

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明を申し上げます。最初に歳出から説明します。議案集39頁から40頁になります。歳出、第2款公債費、第1項公債費、補正額8,000円の増額です。説明欄（1）一時借入金利子、金利の上昇により当該一時借入金利子の予算が不足したためです。

次に歳入のご説明をします。議案集37から38頁になります。歳入、第4款諸収入、第1項貸付金元利収入、補正額8,000円の増額です。金利の上昇により貸付金の利息が増えたことによる増額です。



36頁の第1表歳入歳出予算補正は説明を省略します。以上で議案第6号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（野村祐司議員） これで2案件についての提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。

初めに、2案件に関連する事項について総括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで2案件に関する、関連する事項の総括質疑を終わります。

次に、議案第5号について総括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで議案第5号についての総括質疑を終わります。

次に、議案第5号について質疑を行います。議案集の27頁から30頁まで。歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出、第2款総務費から第4款衛生費までについて質疑を許します。ありませんか。

（「はい」の声）

6番、青田議員。

○6番（青田知史議員） 6番、青田でございます。よろしくお願ひいたします。衛生費までですね。2款1項14目諸費、説明欄（1）番の企業版ふるさと納税推進事業について伺います。こちらの事業概要としては、おおよそ理解してるんですけども、令和の3年の6月17日の定例会の私の一般質問で町長が答弁されています。これ公民共創に伴う企業版ふるさと納税の活用についてということで、その時に人材派遣型についてですね、活用してはどうかという質問をしました。それから3年を経て、今回こういうような形で結実するということか、利用活用に結びついたんですけども、その3年間かかった理由と伺いますかね、これまでこういう、何ていうかね交渉しに行ったりとかあったかもしれないんですけども、まずもって3年間の間どのように動かれて、今回例えばマッチングのそういう、何ていうんすかね、業者さんが見つないでくれる、いろいろあるかと思うんです。今回の活用に至った理由、まず伺いたいと思います。

それと、町のホームページ見ますと企業版ふるさと納税のホームページ、該当がございます。それでチラシもあるんですけども、地域再生計画が来年の3月で切れます。24億300万の金額の目安ということですね、謳っている再生計画期限を迎えるんですけども、今回この活用される、企業版ふるさと納税人材が、来年度以降の地域再生計画つくるに当たってですね、金額の目安だとかも変わってくるかと思うんですけども、その辺りについてどうお考えなのか。

またホームページの中で、令和4年、5年の実績があるんですけども、かなり極めて事務的なですね、何ていうんすかね表記になってるものですから、それについてこれまでの実績、

コーポレートアイデンティティというのか、見た感じ、企業がどういうところが寄附されてるのかですね分かるようなそういうリストをつくっていかげなのかなというそういう風な印象を持ってるもんですから、その3点について伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 観音まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(観音太郎君) ただいまのご質問でございますけれども、青田議員ご質問のときは制度開設当初であったという風に思います。こちら今まで実現しなかった原因といたしましては、制度として非常にハードルが高いと。私どもが望んだとしても、企業側ですねご理解をいかに得るかというところで、一般の現金のみを寄附していただく、一般的な企業版ふるさと納税等に比べますと、大変ハードルが高かったの一言に尽きるという風に思います。今回につきましては、いろいろと企業様からのありがたいお申出もあり、私どもの一言で言えば、営業等もございましてですね、今回の実現に至ったという経過でございます。来年度以降のですね、表記等、計画への組み込みにつきましては、企業版ふるさと納税そのものがですね、来年度以降続くかどうかの判断がまだ出ていないというところもございまして、その辺りの情勢を見ながらですね、しっかりと取り組んでまいりたいという風に思います。

最後にホームページの表記、おっしゃるとおりですね事務的なその、載せておけばいいだろうみたいな風な捉え方をしかねないという風に私も今思いましたので、こちらにつきましてはですね、デザイン戦略のこともございまして、しっかりと、見ていただける企業様がここに載っているねっていうことで満足していただけるような表記に、努力してまいりたいという風に思います。以上です。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 6番、青田議員。

○6番(青田知史議員) 答弁頂きました。現在プロジェクトとしては、企業版ふるさと納税を集めるためのプロジェクト自体は2つあるかと思っております。その2つともに3,000万、3,000万ということで、スポーツ振興とあと交流人口の拡大ということでそれを目的にやってるかと思うんですけれども、今後それはですねもしかしたらなくなるかもしれないということなんですけれども、ただ、やっぱり求めるとしてはこの2つについてしっかりとこれからもやっていこうという思いでプロジェクトとして掲載していると理解してよろしいのか伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 観音まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(観音太郎君) おっしゃるとおり2本の柱で企業様にお願いしているところではありますが、こちらにつきましては、この形で今後も進めてまいりたいという風に考え

ております。以上です。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 6番、青田議員。

○6番(青田知史議員) 答弁頂きました。最後になりますが、企業版ふるさと納税については、企業版ふるさと納税人材型の人員の方が今後鋭意進めていくということで理解してますが、どの程度やるのかその意気込みを伺いたいのと、ちょっと担当課としては今後、どのようにですね企業版ふるさとに関わっていくのか、当然その、責務というかそのやるべき業務ではあるんでしょうけども、その辺についてすみ分けというのかな、業務の役割分担、どのようにお考えなのか伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 観音まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(観音太郎君) 企業版ふるさと納税につきまして私どもの担当業務でございますので、こちらにつきましてはですね、基本変わらず、担当して進めてまいりたい。今回、お願いいたします人材派遣型で来られる人材の方につきましては、その人脈を生かしまして会社のつながり等いかしました営業活動ということに特化していただき、もう営業活動のみということではございませんけれども、メインの業務としては営業活動に特化していただいて、最大限、美瑛のために、ふるさと納税をお願いしてまいるという考えでございます。以上です。

○議長(野村祐司議員) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。

○議長(野村祐司議員) なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の31頁から34頁まで。第6款農林水産業費から第12款諸支出金について質疑を許します。

(「はい」の声)

3番、京屋議員。

○3番(京屋愛子議員) 頁、33頁。12款1項4目から8目についてお伺いいたします。さっき課長からお話ありましたが、前年度積立未執行が発生して、今回補正に上がってきたわけですね。ですから、5点についてちょっと聞こうと思っています。お答え頂きたいと思います。いつ気がついたのか、原因は何であるか、不利益等はあったのか、職員の処分は、再発防止対策について説明をお願いいたします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 新村総務課長。

○総務課長（新村 猛君） ただいま5点についてご質問頂きました。少し、経過等も含めてご説明になりますので、ちょっと長くなりますがご了承頂きたいと思えます。まず、経過です。こちら令和5年度、前年度令和5年度の出納整理期間終了に合わせて、決算書のですね、作成業務を行っていたと。その際に、基金会計の積立て予算の項目に不用額、いわゆる未執行があったということから確認をしたところ、令和5年度予算に計上をしておりました基金会計の積立ての1部処理されていないということが分かったということです。端的に申し上げますと、予算は計上されてはいたんですが、支出負担行為がなされていなかったと。要は事務的に言いますと起票がされてなかったというところがございます。それで今回ただいま予算のご説明の中で申し上げたとおりトータルで4,305万7,000円の未計上が未執行があったというところがございます。

この原因につきましては、例年ですね、当該年度の余剰金の額を確定をし、基金会計最終的な積立て予算額を3月末の専決にて処理をしているんですが、この際の事務処理に関して職員間の業務の確認がきちんとされていなかったということ。それから最終的には、そのことについての確認が不足していたというところが今回の原因でございます。こちらの作業としては例年の作業でございます。例年毎年ある作業でございますが、今回につきましてはその確認が極めて不十分であったというところがございます。

それから3点目の不利益につきましては、こちら基金会計につきましては、決済性預金への積立てを予定をしておりました。したがって利子、利息等が発生しない預金でございますので、実質的な損失損害等は発生しないということになっております。ただ、かといってもですね、皆様、町民の皆様への、行政事務への信頼を損ねたというのは間違いのない事実でございますので、こちらについては深く反省をしているところがございます。

それから、職員の処分というところがございます。こちらの処分につきましては、町内の職員の懲罰審査委員会に諮りまして、担当職員それから監督の部分での関係職員へのですね、厳重処分を行ったというところがございます。

それから再発防止というところがございます。最後の再発防止というところがございますが、今回の発端というか起因については極めて、事務のですね基本的な部分が欠けていたと。漏れていたというところがございます。それでこういったですね今回の反省も踏まえまして、きちんと、業務の在り方、確認の在り方、事務全体のですね、在り方をきちんと、反省を踏まえて見直していくというところが必要ですし、そういった見直しも、単発で終わるのではなくて、日常業務の中で何かこういった、近いものがあるかもしれない、常に見直しをかけて改善を図っていくと、というところが非常に大事なという風に思っております。今回、こういった事務の極めて事務的なミスが発端となって、こういった大きなですね、未計上が発生したと。未執行が発生したということで、改めて反省をしているところがございます。以上でございます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 3番、京屋議員。

○3番(京屋愛子議員) 説明していただきました。やはり今回チェックが足りなかったと、それから確認がきちっとできていなかった。人がやることですから、ミスは当然出てくるとは思うんですけど、ちょっと4つは大きいかなと私は思っています。これ、総務課の問題ですけども、それだけではないですね。

これから、再発防止、今お答えを頂きましたけれども、今、ワークフローという仕事の流れというこういうものが、いろんなところで使われる。職種とか、そういう関係なく使われるようになってきています。このチェックリストみたいなのは、今現在おありになるんですか、役場の中では。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 新村総務課長。

○総務課長(新村 猛君) 確かに議員ご指摘のとおりですね、きちんとワークフローをですね、きちんと何ですかね、固めたものをですね、きちんとベースとして持っていて、それに基づいて業務を進めていくと。その中で改善点があれば、そのフローを改善していくというところを非常に大事だという風に思っています。ただ、現在業務の中では、こういったきちんとした、チェックリスト的なものがですねないという中で、例えば庁舎内人事異動等もございますので、人が変わった際にもですね、こういったチェックリスト的なものがあればですね、そういった漏れもですね、ある程度防げる、非常に大事な、ものになってくるかなという風にも思っておりますので、そういった部分、ご指摘の部分も含めて今後検討していきたいという風に思っています。いずれにしてもですね、今回のこういった事務の漏れというものはですね、職員間のこういった確認作業も当然大事ですし、異なる視点で複数できちんと確認をしていくという部分も、大事だという風に思っていますので、そういった部分も含めてこういったチェックリスト、部分も含めて今後しっかりと検討していきたいという風に思っています。以上です。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 3番、京屋議員。

○3番(京屋愛子議員) 最後になりますけど、確かにフローつくりますと、時間その仕事量ちょっと多くなるかなって思うんですね。でもやっぱりミスはかなり減る、そして効率もよくなる。これは今デジタル社会ですから、ぜひこのワークフローシステムっていうのがありますので、この辺も、導入してやっていただくと、ミスの防止になるのではないかと。

最後に今回の事案ですけども、私自治基本条例を作成していた一員ですので、第6条の情報公開、情報共有、これを共有したということですね。議員と行政と町民が、それと7条の情報の提供、提供していただきました。説明責任、しっかり説明をしていただきました。そして、

ここで情報公開がなされたと私は思っているんですが、今回の説明で十分かなって課長は思っ  
てらっしゃいますか。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 新村総務課長。

○総務課長(新村 猛君) まず1点目のワークフローのシステムの導入ですね、こちら非常に  
今伺っていた大事な部分かなという風に思ってます。人的リソースも限られた中で効率性も確  
保しなければなりませんし、かといってその事務の確実性をですねしっかりと担保しなきゃい  
けないというところでは、非常にこういったシステムの導入ですね、効果的なものになるかな  
という風に思ってますので、しっかりと検討を進めていきたいという風に思っています。

それから情報公開、共有、提供の部分でございます。今回、職員の処分も含め今回の事案に  
ついては、今、補正予算という形でこういった公の場の議会の中でご提案し今ご質問等、ご答  
弁も申し上げている中で、公開の部分については、一定程度の役割は果たしているのかなとい  
う風に思っております。いずれしてもこういったことが起きないように、しっかりと今回の反  
省を踏まえてですね、役場全体で取り組んでいきたいという風に思ってます。以上です。

○議長(野村祐司議員) ほかに質疑ありませんか。

(「はい」の声)

12番、山本議員。

○12番(山本賢一議員) 12番、山本です。6款1項3目畜産業費でございます。事前の説  
明でですね酪農畜産酪農それから養豚農家に対しての支援という形で、説明ございました。で、  
632万7,000円ということになっておりますけれども、実際この直接的にこういう形で  
支援するというのは今回初めてなのかな。餌等の支援ありましたけれども、こういう風に行わ  
れるということで、ちょっと遅かったかなという風に私は思ってるんですけども、今回のこ  
の価格といいますか、補助の部分ですね例えば生乳であれば1キロ当たり1円、養豚の場合  
では1頭当たり299円という風になってますけども、算定基準等を説明頂きましたけれども、  
現状、この価格で十分なのかという部分が私思うんですけども、この辺についてのJAとの協  
議等もあったと思うんですけどそれについてどのような状況だったか、伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 平間農林課長。

○農林課長(平間克哉君) 今回のですね助成につきましてはですね酪農の部分につきましては  
生産調整がかかっているということで、農協の中でですね各農家に対してですね生産の抑制を  
図るという目標数値があってその目標数値を対応していくということで、減産せざるを得ない  
部分の酪農家がいらっしゃいますのでその部分についてですね、次年度以降のですね生産、経  
営の継続を図っていくためにですね支援、農協と一体となった支援という形にさせていただい

ております。

養豚につきましてもですね、価格がなかなかですね上がらないという部分と生産費が上がっていくということで、所得、要するに生産費が上がっていくという中でですね、その部分のですね差がなかなか出てこないということで利益幅がどんどん減っていく中でですね、経営の困難性が出てくるので、それに対する支援ということでさせていただいております。ただ議員おっしゃるとおりですねその単価につきましてはですね、考え方算定基準いろいろを考えますけれども、一応ですねJAの農協さんとですね、協議を進めまして単価をある程度設定させていただいて、やったということで、これで十分かということですねなかなか厳しい部分もございますけれども、現状の中でですねこの基準の中で支援をさせていただくということで協議をした数字でございます。以上です。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 12番、山本議員。

○12番(山本賢一議員) 12番、山本です。これ農畜産物全ての部分においてそうなんですけれども、ギャップが要するに生産費と販売価格についてのギャップが非常に出ております。大分縮まってはきてるんですけどまだまだそれが埋まってきてないということで、その間何とかですねやはりこういう支援というのは必要になってくるかなと思います。これ町長に伺いたいんですけども、ぜひともですねこれ町だけではどうも対応できないと。やはり、道や国に対してしっかりと訴えていく必要があると思うんですがその辺についてのお考えいかがでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 農業分野におきます、原材料、資材、飼料等の原料価格の高騰に対する対策ということで、これまでも町としても支援策を講じ、また今回もこのような講じ、させていただいております。ただ、今のやりとりの中で頂いております、この額で十分かと言われると、確かにできる限りの範囲で町としてこれを取り組んでますというお答えの仕方になっております。もちろん、生産者の方からすれば、これでは足りないよというお話もあると思います。その中で、現状町精いっぱい対策を打たせていただいておりますけれども、なおこれは生産現場の実態に即さないというところがございますら、当然、国・道に対しましても、私から私たち町と自治体の立場としては、国・道も一緒に支援をお願いしますということを強く申していくということは当然のことございまして、これからの季節、様々国に対する要望活動が非常に活発になっていく時期でもございますので、様々な機会を捉えまして、現場の実態の話をさせていただき、それに見合った支援をお願いするということを、要望活動を繰り返してまいりたいと考えております。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 12番、山本議員。

○12番(山本賢一議員) 山本です。質問変えたいと思います。7款2項7目保健体育施設ですね、この中のスキー場の管理運営事業ということで備品購入スノーモビルという風になってるんですけども、121万円という風になっております。

○議長(野村祐司議員) 休憩します。

休憩宣言(午前10時27分)

再開宣言(午前10時28分)

○議長(野村祐司議員) 再開します。

ほかに質疑ありませんか。

(「はい」の声)

4番、興梠委員。

○4番(興梠勝也議員) 7款1項3目1の1青い池管理運営事業及び7款2項1目1の1芸術文化普及事業及び12款1項4、5、7、8目、この3点についてお聞きします。まず、青い池、管理運営事業業務委託、これ精算機、もう1台追加とするんですけども、これ付け刃でしかないですね。2台増やしても、あそこがスムーズになるだけで出口一つしかないんだからそこに結局押し寄せる数は同じなんで、もっと根本的な部分で、渋滞解消については考えていかないと、これ事前精算機またそこ混むからといって今度出口2つに増やすとか、何かその付け刃的なものでしかないとどんどん予算が増えていくんで、例えばパークアンドライドをもう少し進めるとか、あそこをあその場所をもっと違うところに集まっているのを散らす。第2駐車場使うとか、時間帯で入れるものを設けるとか、そういった散らす方向を少し考えていかないと駄目なんじゃないかという風に思うんですけども。例えばあそこでも渋滞何十台も渋滞して1時間、2時間も渋滞していると排気ガスの発生元になってるから、ゼロカーボンが何たらかたらなんて言ってる話でもなくなるんですけども。だからこの渋滞解消を目的とするのであれば、この精算機増やすっていうんじゃなく中の動線をもっとよくするとか違う方法があるんじゃないでしょうか。その考えをちょっとお聞きします。

また、芸術文化普及事業についてですけども、これについて道の製作依頼した額に合わせてとありますけれども、献上品については、献上品じゃないですね。この方の陶芸家の作品については、以前、日展の特選を受けたときに、一つ役場に大きい飾ってありますよね、作品が。あれを町が受けたときがあるんで、そのときの価格を参考にするってということじゃないんでしょうか。初めに、多分これ、後から、道が製作依頼したものを参考にするっていうのは、芸術家さんに対するその物の基準っていうのをどういう風に見ているかっていう。価値っていうものは、町のほうでその程度しか見てないのかという風にもとられかねないので、この基準、



前に買った前に、受けたときの金額っていうのをまず教えていただきたいです。

それともう一つ、12款1項のこれ基金ですよ。基金積立事務、これ不適正な会計処理って言うてるって言うてますけれども、職員の処分、懲罰委員会が開かれてるんですからこれ不幸事ですよ。課長さんが一生懸命謝ってるけれども、これはやっぱりトップの方が、4,300万ですよ。かなり大きいものが一時期分からなくなってるっていうのは、やっぱりこれはトップの方がきちんと説明して、やっていくものなんじゃないでしょうか。以前2017年に、直近でいうと2017年に下水道の還付金漏れがちょっとあったときに、当時の町長、副町長、担当課長さんが3人、記者会見をきちんと開いて、マスコミを通じて広く町内外の人たちに、こういうことがありました。すいませんでした。ということを知らせてるんです。今回その課長さんが1人でペコペコペコペコ頭下げても仕方ないトップのほうがどんな風に考えられているのか、これ、お願いします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 高島商工観光交流課長。

○商工観光交流課長(高島和浩君) ただいまご質問頂きました青い池の管理運営事業で事前精算機を1台増やすというのは、根本的な解決にならないということだったんですけども、青い池駐車場確かに混雑している状況がありましてそれがですね、ずっと続いているわけではなく、繁忙期的なその忙しいときと、もちろんそういうときではないときがありまして、限られた予算の中でですね、限られた財源の中で、今ある課題に対してどのような対策ができるかということ、検討した結果で事前精算機が1台増やすことで出口の精算の出口がですね混雑にならないという対応としてこういう形をとっています。入り口についても今年ですね昨年の予算でですね観光バスとですね、普通乗用車が非常に混雑するというので、入り口を増やすというふうですねその時々でですね必要な対策を打った結果としてですね、事前精算機を2台にして混雑を解消するという考え方です。

第2駐車場をつくってはどうかというお話もありましたけれどもなかなか国有地等ですね土地の問題でありますとか、砂防指定地の問題でありますので、そんな簡単に第2駐車場を作ればよいという、そういう簡単な話にはならないということです。それから散らす方法ということですけども、今、観光庁とともにですねオーバーツーリズム対策ということで、混雑状況の可視化システムを動かしてそれによって、混雑状況を平準化するという取組を行っておりますので、そういう取組をですね一定評価をした上でですね、今後必要な対策を講じていきたいという風に考えてます。以上です。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 才川文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長(才川健一君) 芸術文化普及事業の備品購入費69万3,000円の部分

でございますけれども、こちら69万3,000円の内訳といたしましては作品取得費が55万円。それと展示代とアクリル製のカバーの作成購入費、こちらが14万3,000円の内訳となっております。こちらの作品取得の55万円の価格という部分でございますけれども、こちらは美術品でございますので、特段何か定価が決まっているとか、そういうものでは当然ございません。町といたしましては、今回の経緯となりました、道がその作者に製作を作成した依頼をしたその製作費、そちらを参考にしましてその価格をもとに、今回のこの55万円という価格を設定といたしますか、計上していただいている、しているという形でございます。以上でございます。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 新村総務課長。

○総務課長(新村 猛君) 基金積立てに関する部分でご質問頂きました。まず、不祥事ではないかという部分それからトップの責任、それから、それに関連して記者会見を開くべきではないかという部分でございます。本町ではこれまでも個々の事案のですね内容処分の度合いによってこれまで報道発表等もしてきたケースはございます。これに当たりましては一応本町においてはですね公表基準として運用しておりまして、地方公務員法に基づく、懲罰処分を行った場合、また刑事事件による休職処分となった場合、それから町民への社会的影響が大きいような場合といったような、こういったある程度の基準を運用した中で、報道発表するか否かの判断をしております、してまいりました。今回もその基準に照らし合わせてですね、判断をしたというところでございます。今回の事案については懲罰処分ではないこと、当然刑事事件でもないこと。それから極めて基本的な事務処理を怠ったことによって今回の事態になっているということ、それから実質的な損失等は生じてないということで、判断の材料としております。何より今回議案として補正予算の議案として、この議会の場でご提案をしております。そして議会というところで町民の代表としての議員さんがいるところでご説明をし、ご質疑等もお受けしというところでこういったオープンな会議の場において審議されておりますので、改めて報道発表するというような場を設けるというような、必要性はないというように判断をしているというところでございます。それで最後にトップの処分というかですね部分についてでございますけれども、内部で検討も行いましたが、先ほど申し上げたとおり、今回の事案については極めて事務的な部分によって今回の事態になっているというところで、あくまでも事務の中での処分ということと判断を、懲罰委員会の中ではしたというところでございます。以上です。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 今回の事案につきましての、自治体町行政としての判断というのは今、総務課長が詳しくお話をさせていただいたところでございます。私が昨日のこの定例会冒頭で

もお詫びを申し上げましたけれども、行政としての判断は、今申したとおりでございますけれども、ただ、やはり、事務処理に対しまして議会の皆様、町民の皆様の信頼を損ねたというところは重大な事実であると捉えております。そのことをもちまして、改めて議会議員の皆様方、町民の皆様方に、私からも改めてのお詫びを申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 4番、興柵議員。

○4番(興柵勝也議員) 4番、興柵です。さっきの青い池の管理ですけども、駐車場つくれて言ってるんじゃない、今現在前に第2駐車場として使っていたところが、何もなかったから車いろいろな人が止めてたんですけども、今封鎖されてますよね。あそこでも100台ぐらい停められるんで、歩く人はあそこから10分ぐらい歩く人もいるんで、歩きたくない人は駐車場でお金払って止めてください。歩く人は道の駅なり何なり止めて歩いても無料、ただ、お金払いたくない人は歩いてでもいいですって、止めてくださいというそんな風な、まだ広場の辺あるんです。第2駐車場も作ってたんですから前。そういうところの利用っていうのをもう少し考えていって、渋滞解消するのと、中のレイアウトは基本的に、動線が悪いんで上から見ると完全に。その部分もきちんとやっていく必要がまず渋滞解消、この2つ増やすよりも渋滞解消には違う方法があるんじゃないですかという話と、さっきバスのバスの路線こっちつくりましたって言ってるけど、道の北海道の対策として、今回皆空窯のところから、車入れるんですよね。本当は町道はバスに、バスを優先して入れて、普通の車こっちから国道から入れるという風にしてただけど、結局、町道のほうが全部詰まってしまうと、今のレイアウトは全然意味がなくなるんですよね。この辺も整合性がとれてないんできちんと道と話し合っ、全部こっちが町道側に流すんじゃないかって、もう少し何か違う方法を考えていってもらえないかというのがあります。その辺どうお考えかお聞きします。

また芸術文化普及事業ですけども、だから以前今置いてあるやつはどのような経緯でどのような、お金を払ったのか、なんなのか。今扱っているやつ。それ事例になるんで、これを教えて頂きたいという話ですんで、そこをちょっと説明お願いします。

また、この基金の運用ですけどもこれ処分を言ってるんじゃないかって、トップがきちんと説明責任を果たしているのかという話をちょっと聞いてるんで、今説明ありましたけれども、課長さんが本当にペコペコペコペコ頭下げるんじゃない、これ4、300万なんですよ。そして、それが、だから今不利益ありませんと言われ言われてますけども、これも見過ごされてたらもしかしたら不利益があったかもしれないというような信用も全部全部疑わしくなってしまうんです。疑おうと思えば、だからその辺も含めてやっぱりトップのほうできちんと説明をもう少しきちんとした説明していかないと、信頼回復というのはこれなかなか難しいんで、この辺どうももう一度どういう風にこれ4、300万というお金がお金の会計処理が不適正な

会計処理があったということをもう一度再度どう考えてらっしゃるのか、改めてお伺いします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 高島商工観光交流課長。

○商工観光交流課長(高島和浩君) ただいまご質問頂きました青い池の駐車場の部分なんですけども第2駐車場を活用してということで、まずお話ありましたけども、あそこは基本的には国の土地でありまして今砂防の工事等で使っておりますし、ましては入り口のほうはですねかなり今行って見てもらえば分かりますけども、工事現場の部分を過ぎてですね実際の駐車場として使う部分までのですね、数百メートル、150メートルほどですね。非常に、道が細くてですね、見通しが悪いということもありまして、元からちょっとあそこはいろいろバスの往来とかにですね問題があるということもありました。なのであそこの第2駐車場として、第2駐車場ではそもそもないんですけども、国から土地を借りてあそこを駐車場として活用するという事になればですね、当然動線の入り口の駐車場までの道をですね、見通しがよくなるように改良したりですね、木切ったりとかってということで、かなりそれは当然国有地でありますので、その辺の砂防指定地内の国有地の開発ということになりますので、その辺は国との協議ということになりますので、ただ空いてるから借りればいいという話にはならないということです。

それから位置的にもですね歩いて行かせればいいというようなことでありましたけども、あそこは駐車今の現状のですね駐車場から見ても、テトラポットを間に挟んでですね。駐車場からいくとですねかなり距離が近いということになります。ですので元使っていた場所をですね無料の駐車場とするということになると、かなり、今の現状の駐車場との公平性とかですね、バランスが非常に悪いので、今の現状の考え方としてはですねもともとの駐車場を国から借りてまた、駐車場として活用するというのではなくて今の現況の駐車場の中で、いかに効果的に活用するかという風な考え方を持っています。

それから動線が非常に悪いということでありましたけれども、もともと入り口が1か所しかなくてですねバスと自家乗用車が、混在して入場するという事になっておりまして、どうしてもバスが満車状態になるとですね入り口が塞がってしまっていて、一般乗用車停めることができるんですけども、バスの渋滞に巻き込まれた結果、一般乗用車が入れないという状況による渋滞が昨年は発生していたというところでこれを議員さんにもご説明したと思いますけども、入り口を2か所に2か所設けましてバスの駐車場をそのまま動線バスの駐車帯のほうに真っすぐ持っていくっていう入り口の場所、それからバスとの動線に触れない場所に入り口を1個つくりまして一般乗用車の駐車帯をつくるということに、動線を仕切っておりますので、担当課としては動線が悪いとは思っていません。

それから、あと町道とですね町道のほうに渋滞のほうをですね流すということはいかがなも

のかと、というような話でありましたけども、これは北海道との協議も行っていく中で、どうしても青い池にですね、非常に多くの車が来てしまうということで道道の混雑、渋滞が発生すると。これについてはですね青い池に向かう方が渋滞に巻き込まれるということは当然観光地でするので混雑しているところで、渋滞が発生してしまうというのはもう致し方ないことかなという風にも考えてますけども、それよりもですね白金温泉に、青い池とは関係なく白金温泉に向かわれる方でありまして、白金温泉での緊急車両とかですね、消防車、こういった車両がですね通行できなくなるような道道の渋滞が発生していることが問題でありまして、その道道の渋滞を解消するために今の美望ヶ原ビルケ線のほうに渋滞になるというかですね車両を流すという風な考え方で、今北海道との協議をしておりますので、町道のほうに固めることによって町道が渋滞してしまうのは問題だということでもありますけれども、それはどこかが渋滞するとするならば道道を渋滞させるわけにはいかないというのが今の現在の考え方でありまして、ということだと思います。答弁は以上ですけれども答弁漏れあれば、指摘頂ければと思います。以上です。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 才川文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長(才川健一君) 現状役場のほうの正面のところに置いてある作品につきましては、あちらはですね、寄贈を受けたものの作品でございますので、置いてある台につきましてはちょっと今手元に資料がないので金額自体幾らということでもちょっと申し上げられないんですけども、作品の取得自体は、寄贈という形ですので、費用としてはないという形の部分でございます。以上です。

(「なし」の声)

○議長(野村祐司議員) 新村総務課長。

○総務課長(新村 猛君) 基金の積立て漏れの部分のご説明、ご質問に対するご説明になります。トップの説明責任等の部分についてのご質問を頂いております。ご答弁としては繰り返しになりますけども、あくまでも今回については、事務の中でのこういった、漏れがあったという部分でございます。極めて基本的な事務の中での漏れがあったという部分です。その中で先ほど来その経過、それから原因、内容、職員の処分について私のほうからご説明を申し上げます。説明としては、これ以上でもこれ以下でもないというのが正直なところでございます。ただいづれにしましても、こういった予算を適切に執行しなかったという部分は、深く反省をしなければいけない部分でございます。そういった部分で事務方としてもですね責任を痛感しておりますので、今後、繰り返しになりますけどもこういった再発防止を再発防止をですねしっかりと検討してまいりたいという、ご答弁にさせていただきたいと思っております。

(「はい」の声)

○議長（野村祐司議員） 4番、興柁議員。

○4番（興柁勝也議員） さっきの青い池なんですけれども、救急車両とか、白金に行く人にとっては迂回路があるんですよね。だから通らないと言えば渋滞してるどころ通らないでも白金の方面には行けるんで、そこをあんまり理由にされてしまうと多分ここで、渋滞で巻き込まれるっていうのは多分バスぐらいじゃないかな。路線バスぐらいじゃないですかね。あとはみんな迂回していつてるんで、ほとんどは。たまに捕まっちゃったというときあるけれども、だからあんまりこれを渋滞の理由にされるっていうのもなんだかなっていうのもあるんですけれども、つまりまず今話によると、この精算機を置けばもう全てスムーズに回るという風に判断してよろしいんでしょうか。これからそういう風に見てよろしいんでしょうか。まず、それを最後に伺います。

また芸術文化いう事業ですけれども、これ、寄贈ですよ前のやつ。今回も寄贈してもらえてるって思って、価格何も言ってなかったんじゃないですか、そういうことはないですか。それで、慌てて55万っていうのを道から探してっていう形になったんじゃないのかなっていう空気もあったんですけれども、やっぱり55万円のこのね、取得予算取得、やっぱりちょっともうちょっとこういうものを買うときははっきりしたものを出してやっていただきたいなっていうこれはお願いします。

あと運用管理事業ですけれども、やっぱり何か事務処理の中だから仕方ないでしょっていう感じにしか聞こえないんです。やっぱり4,300万ですから、これもうちょっと事の重さを考えて、考えていってほしいと思うし、またこれ何かあっても、私たちは見えないものですんでね、事務処理の中でやったって言われると、外で全く見えないもので、どう誤魔化されている分からないという不信感がやっぱり出てくるんで、この辺やっぱりトップのほうできちんともうちょっと上からしっかりやれよっていうような形の、話の管理っていうのをしていってほしいものなんですけどその辺を最後にお聞きします。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 高島商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（高島和浩君） 今青い池の管理運営事業の関係でありますけれどもまず、道道が混雑することで、迂回路を緊急車両とか使ってて、路線バスだけが困るのではないかとということでもありますけども、迂回路ということになると恐らく美望ヶ原美沢線から上がっててですね、自然の村のほうから多分白金のほうに行く迂回路という表現だと思いますけど、そもそも緊急車両がそこを迂回するということはまずあり得ないという風に考えますし、観光客が観光客の皆さんがですね道道渋滞するから、火事だとか消防車とかですね、救急車がですね、迂回路を使うって、いやこういう考え方は全く間違ってると思いますので、そもそも緊急車両が通れるように渋滞を解消するのが、我々担当課が考えるべきでありまして、北海道とも

その話は何度も行っておりますので、ちょっと議員ご指摘のことが全く当てはまってないということで、我々としては、今後は道道の渋滞をいかに解消するかという考え方をこれからも続けていきたいという風に考えてます。

それから事前精算機入れることでスムーズになるんだよなっていうことでありますけども、渋滞になるっていうことが事前精算機一つで解消するとは全く思っておりませんで、あそこにもどうしても渋滞になってしまうという部分についてはいろいろな問題が大きくて、滞在時間の問題でありますとか、それこそ今これからまたお話ありますけども、トイレの問題でありますとかいろいろな問題がありますので、当然それをですね一遍に全て解消するということはなかなか難しいのが現状でありまして、今限られた財源の中でですね今1番効果的であると思われる1番、渋滞解消の対策をですねまず一つ一つ検証しながら打っていくことで、解消を図っていきたいというのが町としての考えであります。以上です。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 才川文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長(才川健一君) 作品の取得の費用につきましてでございますがもちろんその作者の方と色々なお話をされ、していた中での、金額という部分でございます。当然役場として寄贈当然受けられるものだと思っていたとか、それで急遽金額を設定したとかそういうことは一切ございません。今回の北海道に製作を依頼したと、そういう経緯が分かった時期から、今回、このタイミングで補正を金額を計上させていただいたという形でございますので、何かその寄贈を受けるつもり、その部分がありきという部分で、これまで進んでいたとかという部分の案件につきましては一切ないというようなことでの答えになります。以上です。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 基金の件でございます。改めまして不適正な処理があったことにつきましては、重ねてお詫びを申し上げますとともに、再発防止に努めてまいります。担当、当該の担当職員、関係職員に対しまして私からも厳重注意処分を行いまして、しっかり気を引締め今後の職務に当たっていただくよう、お願いをいたしているところでございますし、当該のこの案件のみならず、各職員が今ある業務を見直して、それぞれの中で適正な処理を行うようにということを徹底をしているところでございます。

そして説明についてでございますけれども、議員の皆様方に対しましては議員説明会の中で、私も出席させていただき、ご説明をさせていただきました。そして本日のこの本会議の中で、補正予算の提案という形の中でも詳細にご説明をさせていただいております。ただ説明の仕方につきましては、議案説明のルールがございますので、そのルールに従いまして担当課長が説明を行ったところでございますけれども、私もまさに一緒にこの場に立たせていただい

ているとご理解頂ければと思います。報道発表等の兼ね合いもございますけれども、報道発表というよりは、私は議会本会議でこうした報告することが最も重たいことであり、重要なことであると理解をしているところでございます。この本会議の場でこの説明をさせていただくということが最大の説明責任を果たしていると私は理解しておりますのでどうぞ、ご理解を賜りたいと思うところでございます。

○議長（野村祐司議員） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の25頁及び26頁、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入全款について質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の22頁から24頁まで、令和6年度美瑛町一般会計補正予算（第2号）の条文及び第1表、歳入歳出予算補正並びに第2表、地方債補正について質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、これで議案第5号についての質疑を終わります。

次に、議案第6号について質疑を行います。議案集の35頁から40頁まで、令和6年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）の条文と第1表歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款についての質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで議案第6号についての質疑を終わります。

これから討論を行います。初めに、議案第5号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで議案第5号についての討論を終わります。

次に、議案第6号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで議案第6号についての討論を終わります。

これから日程第6、議案第5号の件を採決します。議案第5号、令和6年度美瑛町一般会計補正予算（第2号）についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第5号の件は原案のとおり可決されました。

次に日程第7、議案第6号の件を採決します。議案第6号令和6年度美瑛町老人保健施設事



業特別会計補正予算（第1号）についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第6号の件は原案のとおり可決されました。

11時10分まで休憩をいたします。

休憩宣言（午前10時58分）

再開宣言（午前11時10分）

○議長（野村祐司議員） 休憩前に続き、会議を再開いたします。

---

日程第8 議案第7号 請負契約の締結について

---

○議長（野村祐司議員） 日程第8、議案第7号、請負契約の締結についての件を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

高島商工観光交流課長。

（商工観光交流課長 高島 和浩君 登壇）

○商工観光交流課長（高島和浩君） 議案第7号、請負契約の締結についての提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集につきましては41頁になります。

青い池駐車場トイレ新築工事については、観光客の増加に伴い、現在のトイレでは数が不足しており、繁忙期にはトイレ待ちの列が発生していることから、観光客の利便性の向上を図るため、駐車場側に新たなトイレを新築するものとして、5月31日に入札を執行し仮契約を交わしているところであり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき、議会の議決を求めるものです。

それでは議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

参考資料としまして、工事内容、工期、その他入札指名業者名を載せております。朗読は省略させていただきます。以上で議案第7号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（野村祐司議員） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第8、議案第7号の件を採決します。議案第7号、請負契約の締結についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって議案第7号の件は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 議案第8号 請負契約の締結について

---

○議長(野村祐司議員) 日程第9、議案第8号、請負契約の締結についての件を議題といたします。本件については、地方自治法第117条の規定によって、1番武田信玄議員の議員の退場を求めます。

(1番 武田 信玄議員 退室)

本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

今瀧建設水道課長。

(建設水道課長 今瀧 毅君 登壇)

○建設水道課長(今瀧 毅君) 議案第8号、請負契約の締結についての提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集は42頁になります。

美園村山線道路改良舗装工事につきまして、5月31日に入札を執行し仮契約を交わしているところであり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき議会の議決をお願いするものです。

それでは議案を朗読します。

(議案の朗読を省略する)

参考資料としまして、工事内容、工期その他入札指名業者名を載せております。朗読は省略させていただきます。以上で議案第8号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(野村祐司議員) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第9、議案第8号の件を採決します。議案第8号、請負契約の締結についての

件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第8号の件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩宣言(午前11時16分)

(1番 武田 信玄議員 入室)

再開宣言(午前11時16分)

○議長(野村祐司議員) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

日程第10 議案第9号 請負契約の締結について

---

○議長(野村祐司議員) 日程第10、議案第9号、請負契約についての締結についての件を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

庄司住民生活課長。

(住民生活課長 庄司 篤史君 登壇)

○住民生活課長(庄司篤史君) 議案第9号、請負契約の締結についての提案理由につきまして申し上げます。議案集は43頁になります。

北町団地2-2号棟建設工事につきまして、5月31日に入札を執行し、仮契約を交わしているところで、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき、議会の議決をお願いするものです。

それでは議案を朗読します。

(議案の朗読を省略する)

参考資料といたしまして工事内容、工期、その他、入札指名業者名を載せております。朗読は省略させていただきます。以上で議案第9号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(野村祐司議員) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第10、議案第9号の件を採決します。議案第9号、請負契約の締結について

の件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第9号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

---

○議長(野村祐司議員) 日程第11、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

角和町長。

(町長 角和 浩幸君 登壇)

○町長(角和浩幸君) 諮問第1号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案書は44頁となります。

人権擁護委員は、人権擁護委員法で市町村が議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦し、市町村を包括する都道府県の区域内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聞いて、法務大臣が委嘱することとなっております。

それでは、まず議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

野崎千恵氏は、昭和52年から42年間の長きにわたりまして美瑛町役場に勤務され、美瑛町の発展に尽力されてきました。美瑛町役場では教育委員会や保育所、保健福祉課等を歴任し、地域の福祉向上や、幼児児童生徒の人権擁護などにご尽力を頂きました。現在は、障がい者施設に勤務され障がい者支援に取り組まれております。失礼しました。令和3年10月から本町の人権擁護委員に就任され、常に見識高く精励し人権思想の普及活動や地域の福祉向上などに尽力されてきました。本町といたしましても、人格、識見、行動力を高く評価するとともに、その手腕に大きな期待をしておりまして、野崎千恵氏を人権擁護委員候補者として推薦するものでございます。

なお、任期は令和6年10月1日から令和9年9月30日となります。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長(野村祐司議員) 暫時休憩いたします。

休憩宣言(午前11時21分)

(資料配布)

再開宣言(午前11時22分)

○議長(野村祐司議員) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

お諮りします。本件はお手元に配付してあります意見のとおり答申したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についての件は、お手元に配付してあります意見のとおり答申することに決定をいたしました。

---

日程第12 報告第1号 令和5年度美瑛町一般会計繰越明許費計算書費繰越計算書について

---

○議長(野村祐司議員) 日程第12、報告第1号、令和5年度美瑛町一般会計繰越明許費計算書についての件を議題といたします。本件について説明を求めます。

(「はい」の声)

新村総務課長。

(総務課長 新村 猛君 登壇)

○総務課長(新村 猛君) 報告第1号の内容につきまして、ご説明申し上げます。議案集は、45頁及び46頁になります。

令和5年度の繰越明許費については、令和5年度一般会計補正予算において、令和6年度に繰越して執行することの議決をいただいた10事業について、地方自治法施行令の規定により、その内容を報告するものです。

はじめに議案を朗読し、その後、内容をご説明いたします。

(議案の朗読を省略する)

令和5年度美瑛町一般会計繰越明許費繰越計算書は、款、項、事業名、金額、翌年度繰越額、財源内訳の順に読み上げます。第2款総務費、第1項総務管理費、総合行政情報システムReams.NET管理事業、金額146万3,000円。翌年度繰越額146万3,000円。左の財源内訳、未収入特定財源、国庫支出金146万3,000円。

第3項戸籍住民登録費、戸籍管理事業、金額1,520万円。翌年度繰越額1,520万円。左の財源内訳、未収入特定財源、国庫支出金1,506万3,000円。一般財源13万7,000円。

第3款民生費、第1項社会福祉費、介護予防・日常生活支援総合事業、金額4万4,000円。翌年度繰越額4万4,000円。左の財源内訳、一般財源4万4,000円。臨時特別給付金事業、子育て加算分、金額100万7,000円。翌年度繰越額100万7,000円。左の財源内訳、未収入特定財源、国庫支出金100万7,000円。臨時特別給付金事業、住民税均等割のみ課税世帯分、金額402万6,000円。翌年度繰越額402万6,000円。

左の財源内訳、未収入特定財源、国庫支出金402万6,000円。

第6款農林水産業費、第1項農業費、担い手確保・経営強化支援事業、金額531万4,000円。翌年度繰越額531万4,000円。左の財源内訳、未収入特定財源、道支出金531万4,000円。施設園芸生産基盤緊急支援事業、金額333万4,000円。翌年度繰越額333万4,000円。左の財源内訳、未収入特定財源、道支出金333万4,000円。

第7款商工費、第1項商工費、電子地域通貨行政ポイント事業、金額344万1,000円。翌年度繰越額344万1,000円。左の財源内訳、一般財源344万1,000円。

第10款教育費、第2項小学校費、各小学校空調設備設置事業、金額5,790万円。翌年度繰越額5,790万円。左の財源内訳、未収入特定財源、国庫支出金1,941万3,000円。地方債3,840万円。一般財源8万7,000円。

第3項中学校費、各中学校空調設備設置事業、金額2,210万円。翌年度繰越額2,210万円。左の財源内訳、未収入特定財源、国庫支出金729万9,000円。地方債1,480万円。一般財源1千円。合計、金額1億1,382万9,000円。翌年度繰越額1億1,382万9,000円。左の財源内訳、未収入特定財源1億1,011万9,000円。一般財源371万円。以上で、報告第1号のご説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（野村祐司議員） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。報告第1号については、これをもって審議を終わりたいと思います。ご異議ありますか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、議案第1号の件は報告を終わります。

---

日程第13 報告第2号 令和5年度美瑛町一般会計事故繰越し繰越計算書について

---

○議長（野村祐司議員） 日程第13、報告第2号、令和5年度美瑛町一般会計事故繰越し繰越計算書についての件を議題といたします。本件について説明を求めます。

（「はい」の声）

新村総務課長。

（総務課長 新村 猛君 登壇）

○総務課長（新村 猛君） 報告第2号の内容につきまして、ご説明申し上げます。議案集は、47頁及び48頁になります。

令和5年度中の事業完了で契約した、地域情報通信基盤管理運営事業について、年度内に事

業が完了せず支出できなかつたことから、その額を令和6年度に繰越して使用することを、地方自治法施行令の規定により報告するものです。

はじめに議案を朗読し、その後、内容をご説明いたします。

(議案の朗読を省略する)

令和5年度美瑛町一般会計事故繰越し繰越計算書。第2款総務費、第1項総務管理費、事業名、地域情報通信基盤管理運営事業。支出負担行為額220万円。左の内訳、支出未済額220万円。翌年度繰越額220万円。左の財源内訳、一般財源220万円。説明欄、町所有の光ケーブルが架設している東日本電信電話株式会社所有の電柱移設に際し、同柱に共架されている北海道電力株式会社所有の電力ケーブル移設が遅延したことに伴い、工事完了に時間を要したため。合計欄は、同額につき朗読を省略します。以上で、報告第2号のご説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長(野村祐司議員) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「はい」の声)

4番、興梠委員。

○4番(興梠勝也議員) いやちょっとこれ確認なんですけどこれ遅延した理由っていうのを教えていただきたいのと、これ遅延したことで、何か別の工事が増えたことでこの予算になったのか。ちょっと確認のためお願いします。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 新村総務課長。

○総務課長(新村 猛君) 遅延の理由につきましては、今ご説明したとおり北電のケーブルの移設が完了した後、町の光ケーブルの移設をするという流れになるんですが、その最初の北電の電力ケーブルの移設が遅れたということで、この工事完了が叶わなわなかったというところでございます。それで、北電のケーブルの移設については、北電側の事情ということになりますので、詳細については全て承知しているわけではございませんが、今回町内の移設か所が複数ございまして、そちらにそれぞれ人員等の割り振りもあったようですので、そういった関係上、北電の作業が遅れたということで伺っております。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 4番、興梠議員。

○4番(興梠勝也議員) ちょっとごめんなさい。するつもりじゃなかったんですけど、何か今の説明だと、全然分からなくて。なんか例えば災害があつて遅れたとか、故障があつて、不可解、例えば何か事故があつて遅れたとか、そんなんじゃないかと人の配置ができなかつたから遅れたっていう理由を説明されて、このお金がなったということになってるんですかね。

(「はい」の声)

○議長（野村祐司議員） 新村総務課長。

○総務課長（新村 猛君） あくまでも遅れた原因が北電側の理由でございます。それで北電側としてはその人員配置ですとか、資材の調達だとか、そういった様々な理由があるようには伺っておりますが、あくまでもそのスケジュール感については北電側が起因する部分でございますので、町としてはそこまで詳細について、承知はしていないというのが、いうところでございます。

○議長（野村祐司議員） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第2号については、これをもって審議を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、議案第2号の件は報告を終わります。

---

#### 日程第14 報告第3号 美瑛町土地開発公社の経営状況について

---

○議長（野村祐司議員） 日程第14、報告第3号、美瑛町土地開発公社の経営状況についての件を議題といたします。本件について説明を求めます。

（「はい」の声）

今瀧建設水道課長。

（建設水道課長 今瀧 毅君 登壇）

○建設水道課長（今瀧 毅君） 報告第3号、美瑛町土地開発公社の経営状況についての議案の内容につきましてご説明申し上げます。議案集につきましては、49頁から54頁になります。それでは議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

続いて議案集50頁になります。令和5年度事業報告を説明いたします。1、事業の概要になります。冒頭の4行を省略し、5行目からになります。令和5年度は、平成10年度に造成した美馬牛住宅団地の分譲地2区画について、パンフレット及び町公式SNSによる周知、町ホームページの移住サイトからの閲覧など、効果的に情報発信を行い、また、東京大阪で開催された移住交流フェア等へのPR活動や、現地アテントつき移住相談を行うなど販売促進に取り組ました。

2、貸借対照表、令和6年3月31日現在になります。

初めに、資産の部になります。流動資産では、現金及び預金、559万9,845円。事業



未収金76万8,846円。公有用地1,921万1,091円。完成土地913万9,437円で、資産の部合計といたしまして3,471万9,219円となりました。

次に、負債資本の部の負債の部になります。固定負債では、長期借入金はないことから、負債の部合計0円となりました。

次に、資本の部になります。資本金では、基本財産300万円、準備金では、前期繰越し準備金3,195万7,201円。当期純損失23万7,982円。資本の部合計といたしまして3,471万9,219円となり、負債資本の部合計といたしまして3,471万9,219円となりました。

次に、議案集51頁になります。3、財産目録、(1)資産の部、流動資産といたしまして、①現金預金、②事業未収金、③保有用地、④完成土地を合わせまして、資産合計3,471万9,219円となりました。

次に、(2)負債の部、固定負債、①長期借入金はなく、負債合計は0ございました。以上により、準正味財産は3,471万9,219円となります。4、損益計算書になります。(1)事業収益及び(2)事業原価はありませんでした。(3)販売費及び一般管理費は、①人件費4万9,500円。②経費19万6,041円となり、事業損失は24万5,541円となります。

次に、議案集の52頁になります。(4)事業外収益は、①受取利息と②雑収益を合わせまして、7,559円となり、(5)事業外費用につきましてはありませんでした。以上により経常損失23万7,982円、当期純損失も、同額の23万7,982円となりました。

議案集は53頁になります。令和6年度事業計画及び収支計画になります。1、事業計画、上から2行を省略し3行目からになります。美馬牛住宅団地においては、昨年引き続き、移住定住促進事業と連携し、PR活動と情報発信の強化及び販売促進に努めます。また、美馬牛駅前広場の宅地造成については、美馬牛住宅団地分譲地2区画の販売状況や住宅状況等を踏まえながら、地域において快適な住環境の形成に努め、いわゆる豊かなまちづくりに寄与してまいります。2、収支計画は、初めに収入になります。科目欄1、事業収入は土地売却収入で507万9,000円。2事業外収入は、(1)利子収入と(2)雑収入合わせまして9,000円。3、借入金は科目設定で1,000円。4、繰越金は(1)現金預金、(2)基本財産合わせまして559万円。以上収入の予算額合計は1,067万9,000円となっております。

次に、議案書54頁になります。支出になります。科目欄1、事業費は、(1)土地取得費と(2)土地造成費を合わせまして、科目設定で6,000円。2、管理費は、(1)事業管理費、(2)一般管理費を合わせまして29万円。3、借入れ償還金。4、事業外支出科目設定で1,000円。5、繰越金、(1)現金預金、(2)基本財産を合わせまして1,038万2,000円、支出の予算額合計は1,067万9,000円となっております。以上で報告

第3号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（野村祐司議員） これから質疑を行います。

（「はい」の声）

経営状況全般について質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。報告第3号についてはこれをもって審議を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、報告第3号の件は報告を終わります。

---

日程第15 報告第4号 有限会社美瑛物産公社の経営状況について

---

○議長（野村祐司議員） 日程第15、報告第4号、有限会社美瑛物産公社の経営状況についての件を議題といたします。本件について説明を求めます。

（「はい」の声）

高島商工観光交流課長。

（商工観光交流課長 高島 和浩君 登壇）

○商工観光交流課長（高島和浩君） 報告第4号、有限会社美瑛物産公社の経営状況についてご説明いたします。議案集は55頁から61頁になります。

初めに議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

議案集56頁になります。第19期営業報告について説明いたします。令和5年4月1日から令和6年3月31日までです。

1、営業の概要を、（1）営業の経過及び成果、課題。10行目から読み上げます。当該年度における観光客の入り込み状況は、新型コロナが5類に移行し、本格的に旅行需要が回復してきたことから、町全体で前年より57万人、約31%増の239万人となりました。観光客の増加により、各施設の来場者数も前年より8万人、約12%増の74万人まで回復し、会社全体の売上高は前年を大きく上回る3億8,832万9,000円となりました。売上げの増加に加え、これまで進めてきた経費削減や効率化の効果も相まって、当期純利益は過去最高の5,156万円となりました。長期借入金については、令和4年5月からの5月から元金の返済が始まりましたが、毎月の約定返済約定返済のほか、令和4年度に600万円、令和5年度に1,500万円の繰上げ返済を行ったことにより、借入金の残高は2,215万2,000

円となりました。2期連続で黒字決算となった一方で、円安や国際情勢の影響により、物価高騰が続いていることに加え、人件費の負担も大きくなっていることから、経営環境の変化に柔軟に対応し、経費の削減と顧客ニーズに応じた売上げ強化に力を入れ、収益の確保に努めてまいります。(2) 営業成績及び財産の状況の推移。総売上高3億8,832万8,652円。経常利益5,414万5,509円。当期純利益5,156万122円。総資産7,287万4,071円。

次の頁になります。2、貸借対照表、令和6年3月31日現在、資産の部、流動資産7,151万255円、固定資産136万3,816円、資産の部合計7,287万4,071円。負債純資産の部、流動負債、2,730万5,870円。固定負債、2,245万2,000円、純資産2,311万6,201円。負債純資産の部合計7,287万4,071円。

3、損益計算書、営業損益の部、(1) 総売上高、9部門合計で3億8,832万8,652円。次の頁になります。(2) 売上げ原価、1億5,321万1,789円。売上げ総利益2億3,511万6,863円。(3) 販売費及び一般管理費、1億8,571万850円。営業利益4,940万6,013円。営業外損益の部、(4) 営業外収益507万8,003円。営業外費用、33万8,507円。営業外損益の部合計しまして473万9,496円。特別損益の部、(6) 特別利益0。(7) 特別損失94万4,000円。特別損益の部合計で94万4,000円。経常利益5,414万5,509円。法人税及び住民税164万1,387円、当期純利益5,156万122円。

次の頁になります。財産目録、(1) 流動資産、普通預金、合計しまして5,229万7,338円。現金226万931円。計5,455万8,269円。(2) 固定資産車両運搬具91万6,667円。工具器具及び備品44万7,149円。計136万3,816円。

次の頁になります。第20期事業計画及び収支計画について説明いたします。令和6年4月1日から令和7年3月31日までです。1、事業計画、有限会社美瑛物産公社の経営状況は、コロナ禍の令和2年度から令和3年度にかけて、緊急事態宣言等の行動制限の影響で、収入の柱となる観光客が激減したことから、全部門において売上げが減少し、多額の長期借入を余儀なくされたものの、令和4年度以降、旅行需要が徐々に回復し、収支も大幅に改善しております。令和6年度においては、観光客の増加に対応するため、業務の効率化や給与のベースアップ、パート従業員の正社員登用を進め、安定した事業運営に必要な人員を確保しながら、各店舗の魅力向上のため、代器の更新やSNSを活用した情報発信の強化を進めてまいります。また、令和5年度から白金観光拠点施設の指定管理者となったことから、各店舗限定で販売する新たな商品開発を進め、両道の駅の差別化を図ります。これまで物販と飲食を行っていた青い池売店はソフトクリームを主とした飲食メニューの提供に特化することで、お土産品を購入する観光客を両道の駅に誘導し、町内での人の流れを創出するとともに、各店舗を訪れた皆様

に快適な時間を過ごしてもらえよう、より一層のサービス向上を心がけた経営を進めてまいります。

2、収支計画、収入、1 営業収益、予算額3億5,832万2,000円。2、営業外収益、予算額1,390万9,000円。収入合計3億7,223万1,000円。

次の頁になります。支出。1、営業費用、予算額3億5,830万円。2、租税公課、予算額500万円。支出合計3億6,330万円。以上で報告第4号の説明とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

○議長（野村祐司議員） これから質疑を行います。経営状況全般について質疑を許します。質疑ありませんか。

（「はい」の声）

4番、興梠委員。

○4番（興梠勝也議員） 4番、興梠です。物産公社さん黒字化するのは非常に喜ばしいことなんですけれども、これ町が株式会社オリザリアさんに依頼した。道の駅経営コンサルティング業務報告書があるんですけれども、これだともう3年後に3億7,900万の売上げがあるっていうのをもう軽く今超えてる、超えてるような順調さなんですよね。そうなるくともうこの損益計画書との整合性というのをもう1回見直していく順調な、上の方向にもう少し見直していくことが必要になってくるんじゃないかっていうのと、今このオリザリアさんがやった運営改善計画っていうのを、コンサルティング業務の中でどれほど、改善計画っていうのは進んでいる看板メニュー開発とか、いろいろサイン改善とかいろいろあるんですけれども、どの辺までやられて、これだけ実績を伸ばされてきたのか。お伺いします。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 高島商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（高島和浩君） 今ご質問頂きました道の駅のコンサルのですね業務につきましては、議員おっしゃるとおりですね上方修正というかですね、計画については物産公社とも協議して見直しを図りたいと思います。

それからオリザリアの改善計画の進捗というところですけども、それぞれいろいろですね、メニューの開発でありますとか、道の駅のですね何ていうか商品の展示の方法とかですね、それから社員ですね、接客だとか本当に細かいところのいろいろ指導を頂いております日々、課題に対してですね、指導頂いておりますので、そういった中で、これ今後ですね、人手不足いろいろこう、問題はあるんですけども、そういうところの課題を克服しつつ、さらなる売上げ増加に向けて取り組んでいきたいということです。以上です。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 4番、興梠委員。

○4番（興梠勝也議員） 4番、興梠です。これ昨年からの伸び率で見るとかなり伸びているんだけれども、今回の計画では、そんなに大きい金額上げてないんですけども、これはどういった理由からかな。今月は、今年度はそんなでもないのかな。それとも控え目にされたのか、この辺をちょっとお聞きします。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 高島商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（高島和浩君） これ、観光全般に言えることなんですけども、令和4年から令和5年度のですね、伸びがかなりの伸びを示したというのが観光の全道的な観光の傾向になっています。恐らく令和5年から令和6年度に関してはそれほど伸びないというか、令和4年度に近い数字に戻るのではなかろうかというような見通しもありまして、決して令和4年から5年がコロナが終息してですねかなり伸び率を見せたものですね、令和5年から令和6年度にかけて令和6年度中ですね、にかなり伸びるというようなことにはなかなかかならないのかなという風に考えてますので、控え目といえば控え目なのかもしれませんが現実的な数字かなという風に考えてます。以上です。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 4番、興梠委員。

○4番（興梠勝也議員） ただ、観光客は過去最高って言われる、過去2番目かって言われるぐらい入ってきているっていう話も出てきますんですね。もし、取りこぼしがないようにできるんだったらこの改善計画もどんどん進めて、黒字化、もう少し上げていただければと思います。以上です。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 高島商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（高島和浩君） 令和5年度の最終的な観光客の伸びがですね過去2番目になったっていう、確かに実績はそういうことなんですけども、令和6年度についてはこの数字を上回るということになるのか。ちょっと分かりませんが、そこまでの既に、いろいろな観光施設で、昨年5月と比較した数字がですねそれほど伸びているわけではありませので、現実的な数字として、各観光地がこのような状況になっていると思いますので、その辺も含めながら当然来られた方にですね、物産公社としてはいかに魅力的なものを提供して、購入頂くかというところを考えながら多くの観光客、来ていただいた方にですね、いろいろ、美瑛町の物を買っていただけるように、今後も物産公社と協力して事業を進めていきたいという風に思ってます。以上です。

○議長（野村祐司議員） ほかに質疑ありませんか。

（「はい」の声）

6 番、青田議員。

○6 番（青田知史議員） 青田でございます。よろしくお願ひします。営業成績伺いました。本当にすばらしい成績だと思います。V字回復という形で社長も頑張ったし、専務も頑張って、職員の皆さんも本当にご尽力かなと思っております。今後のことなんですけれどもねやはり当初の設立の理念とかそういうのもあるかと思ひますので、やはりこう、物産公社、どんどん儲けて、経営しっかりして盤石な体制をつくりながらですね、地域にも、これやはりこう還元していくというようなこともね今後必要になってくるかと思ひます。その辺りですね、簡単で結構ですので、将来的な展望というかそういうのがあれば伺いたいと思ひます。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 高島商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（高島和浩君） 今、議員おっしゃるとおりですね多くの観光客の方来ていただいて、町としてですね、こういう道の駅の物産公社というところでいろいろなですね、商品開発とかこのように売上げが上がった部分をですね、新たな商工業者の皆さんとですね、一緒にですね、新しい商品を開発するなりですね、例えばテイクアウトのものを一緒にブランド的に売っていくとかですね、そういった形でですね美瑛町の新たな魅力みたいなものを、物産公社の中でですね、商工会の、商工会の事業者の皆さんとともに、開発していけて、観光客の方に楽しんでもらえればなという風に考へておりますし、当然会社としてですね安定することで町内の雇用が生まれるということにもつながりますので、そういった安定した経営ができるように努めていきたいという風に考へてます。以上です。

○議長（野村祐司議員） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声）

これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第4号についてはこれをもって審議を終わりたいと思ひます。ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、報告第4号の件は報告を終わります。

休憩いたします。次の再開は13時といたします。

休憩宣言（午前11時56分）

再開宣言（午後1時00分）

○議長（野村祐司議員） 休憩前に続き、会議を再開いたします。

○議長（野村祐司議員） 日程第16、報告第5号、一般財団法人美瑛町農業振興機構の経営状況についての件を議題とします。本件について説明を求めます。

（「はい」の声）

平間農林課長。

（農林課長 平間 克哉君 登壇）

○農林課長（平間克哉君） 報告第5号、一般財団法人美瑛町農業振興機構の経営状況について、議案の内容をご説明致します。議案集の62頁から69頁になります。

はじめに条文を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

次に、63頁になります。第15期事業報告、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとなります。1事業の概要、(1)事業の経過及び成果、4行目までを省略させていただき、5行目から朗読いたします。担い手育成対策事業では、北海道農業開発公社等の各種支援事業を活用するとともに、美瑛町担い手総合推進事業による各種支援助成事業を実施し、すぐれた担い手の確保育成に努めました。

また、町より指定管理を受けた農業担い手研修センターの管理運営では、実践農場を活用した技術研修を行うとともに、営農に不可欠な経営管理、栽培管理及び農業関連制度を学ぶ座学研修をするなど、新規就農者の育成に努めました。土づくり対策事業では、緑肥事業堆肥運搬支援事業を実施し、農地の地力の維持向上に努めました。経営所得安定対策では、国の交付金事務の迅速な事業推進に努め、農業者の所得確保と農業経営の安定化を図りました。

また、美瑛町農業再生協議会が申請主体となる国庫補助事業として、産地全体の底上げを図る産地パワーアップ事業に係る各種事務や協議について取り進めるとともに、国及び北海道の肥料価格高騰対策においては、生産者の負担ができる限り少なくなるよう、申請を取りまとめました。農業技術研修センターでは、土壌診断業務、アスパラガス、ラスノーブル等農作物、農産物の研究試験栽培、温室トマトハウスや町民農園の管理、農産物加工研修に取り組み、農業を通じた町民との交流と情報交換の場として施設の研修を施設の活用を図ったほか、化学肥料低減定着対策と土壌診断室機能強化として、土壌分析機器ICP発酵分校分析装置を導入しました。

このほか、地域の共同活動を支援する広域環境保全協議会の事業に取り組みました。

次に、64頁になります。(2)事業成績及び財産の状況の推移。経常収益1億4,717万9,202円。経常費用1億4,717万1,778円。当期正味財産増減額7,424円。正味財産期首期首残高522万4,559円、正味財産期末残高523万1,983円。2貸借対照表、令和6年3月31日現在になります。

資産の部流動資産計が1,123万4,752円、うち現金預金974万9,795円、未

収金 1 1 5 万 2, 4 8 9 円。立替え金、3 3 万 2, 4 6 8 円、資産の部合計が 1, 1 2 3 万 4, 7 5 2 円となります。

負債正味財産の部、流動負債計が 6 0 0 万 2, 7 6 9 円、うち未払金が 5 0 6 万 2, 2 1 0 円、預り金 9 4 万 5 5 9 円。正味財産が 5 2 3 万 1, 9 8 3 円。負債、正味財産の部合計が 1, 1 2 3 万 4, 7 5 2 円となります。

3、財産目録、令和 6 年 3 月 3 1 日現在になりますけれども、普通預金 9 7 4 万 9, 7 9 5 円となっています。

次に、6 5 頁となります。4 正味財産増減計算書、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までとなっておりますが、につきましては、科目ごとの計のみ申し上げます。経常収益計、1 億 4, 7 1 7 万 9, 2 0 2 円、経常費用計、1 億 4, 7 1 7 万 1, 7 7 8 円。当期経常増減額が 7, 4 2 4 円。経常外収益が 0 円。経常外費用が 0 円、当期経常外増減額は 0 円となります。当期正味財産増減額が 7, 4 2 0 円。正味財産期期残高 5 2 2 万 4, 5 5 9 円。正味財産期末残高 5 2 3 万 1, 9 8 3 円。

次に、6 6 頁になります。第 1 6 期事業計画及び収支計画となります。令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までについて申し上げます。1、事業計画、地域農業を担う人づくりと地域農業の振興に寄与することを目的に関係機関との連携を図り、担い手育成対策、土づくり対策、各種国庫補助事業の計画策定、経営所得安定対策を行う農業再生協議会の事務局、農業技術研修センター等の指定管理及び圃場を利用した農作物の実証試験など、農業振興に資する各事業を実施してまいります。2 収支計画については、各科目の予算額で説明いたします。収入、基本財産運用収入 1, 0 0 0 円。2、負担金収入が 3, 8 5 7 万 3, 0 0 0 円。補助金収入が 5, 7 5 1 万 5, 0 0 0 円。事業収入が 5, 5 9 3 万 9, 0 0 0 円。雑収入が 8 万 4, 0 0 0 円。繰越金 1 0 0 万円、計 1 億 5, 3 1 1 万 2, 0 0 0 円となり、支出、1、運営費 4, 8 3 3 万 4, 0 0 0 円。2、事業費 1 億 3 7 7 万 8, 0 0 0 円、予備費 1 0 0 万円、計 1 億 5, 3 1 1 万 2, 0 0 0 円となります。以上で報告第 5 号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（野村祐司議員） これから質疑を行います。経営状況全般について質疑を許します。質疑ありませんか。

（「はい」の声）

1 3 番、高田議員。

○1 3 番（高田紀子議員） 高田です。6 5 頁の正味財産増減計算書の中の、2 番目の経常費、経常費用の中の（6）特別損失 1, 3 2 6 万 6, 0 0 0 円の損失の内容についてお伺いいたします。

（「はい」の声）



○議長（野村祐司議員） 平間農林課長。

○農林課長（平間克哉君） この特別損失につきましては、新たにですね土壤分析装置をいれましてそれは国の補助とですねあと、農協、そして農協そしてですねJAの農協の負担金、中山間事業等の資金を活用した中でですね、新しい資産を購入しておりますけれども、それにつきましては、補助金。要するに自己負担を伴わない財産収入をしてましたので、その分について、経理の関係でですね特別損失として計上して、ここに経理をしているということでここに特別損失が計上されております。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 13番、高田議員。

○13番（高田紀子議員） 13番、高田です。今の説明でいくと、この資産については、物産公社での資産として扱わないことからの特別損失ということに、今お伺いしたんですけれども、この固定資産については分析装置については、どちらのものになるのかお伺いします。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 平間農林課長。

○農林課長（平間克哉君） 経理上ですね自己の負担を伴わない資産保有ということになりますけれども、資産の保有としてはですね、農業振興機構の資産となります。ただしその経理上のもの、経理上にですね、経理上としてですね圧縮経理を行ってですねここに損失を行ってということで、資産としてですね減価償却が今後発生しないような形で処理をさせていただいているということです。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 13番、高田議員。

○13番（高田紀子議員） 13番、高田です。すいません。ではですね、今回、計上されないという形なんですけど、この装置自体が残っているっていうことは、それは物産公社の台帳の中には資産として一応は費用としての、物産公社じゃなくて、農業振興機構の中の固定資産台帳というかそういう備品台帳みたいなどころには載っているっていうことでよろしいのでしょうか。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 平間農林課長。

○農林課長（平間克哉君） 所有としてですね、資産という、減価償却の対象とはなっていないんですけれども、持ち物というかですねその備品としてですね登録は、あくまでもですね、購入先であります振興機構の物という形で考えております。

○議長（野村祐司議員） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。報告第5号については、これをもって審議を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、報告第5号の件は報告を終わります。

---

日程第17 報告第6号 一般財団法人丘のまちびえい活性化協会の経営状況について

---

○議長（野村祐司議員） 日程第17、報告第6号、一般財団法人丘のまちびえい活性化協会の経営状況についての件を議題とします。本件について説明を求めます。

(「はい」の声)

観音まちづくり推進課長。

(まちづくり推進課長 観音 太郎君 登壇)

○まちづくり推進課長（観音太郎君） よろしくお願ひします。それでは報告第6号につきましてご説明を申し上げます。議案集は67頁から72頁までになります。一般財団法人丘のまちびえい活性化協会の経営状況につきまして、朗読及び要点説明をもって報告といたします。

(議案の朗読を省略する)

次に、68頁です。第12期事業報告書、第12期の事業は、令和5年4月1日から令和6年3月31日まで。

1、事業の概要、(1)事業の経過及び成果、10行目までは要点のみご報告いたします。第12期よりDMO関連業務並びに道の駅白金ビルケの業務を美瑛町観光協会、有限会社美瑛物産公社へそれぞれ移管、変わりました。ふるさと納税業務を町より受託、ふるさと納税は、前年比1.9%増の3億697万9,000円の実績となりました。

ブランディング事業においては、食品農畜産物や工芸品等のプレミアムブランドビエイティフルについて、引き続きブランドの周知拡大に努めました。モデルショップ事業においては、ハンドメイドショップ、ラコリーヌの運営協議会による店舗運営を支援することで、町なかの賑わいづくりに努めました。

カーシェアリング実証事業においては、新たな2次交通機関の整備活用による関係人口の創出拡大の可能性について探る実証実験を実施し、これまでテレワーカーや2地域居住者に限定していた対象者について、令和5年度から観光客にも拡大しました。

関係人口創出事業においては、町外の方が町と関わりを持ち、まちづくりの担い手の1人となる関係人口の創出拡大に向け、まちづくり推進課と連携協力しながら、首都圏などにおいて美瑛をPRする事業を実施しました。

活性化交流施設管理運営事業においては、丘のまち交流館 b i . y e l l でのギャラリー展示の充実や自主事業の実施により、魅力ある施設運営に努め、年間の延べ入館者数は前年比 1 万 9, 8 0 0 人増の 1 2 万 3, 9 0 0 人となりました。

次に、69 頁です。(2) 事業成績及び財産の状況の推移。経常収益 7, 1 5 9 万 3, 6 2 4 円、経常費用 7, 1 2 1 万 8, 6 4 6 円。当期正味財産増減額 2 9 万 4, 9 7 8 円の増。正味財産期首残高は 5 9 6 万 4, 9 3 4 円。正味財産期末残高 6 2 5 万 9, 9 1 2 円。

2、貸借対照表、令和 6 年 3 月 3 1 日現在、合計額のみ読み上げます。資産の部合計 2, 1 1 3 万 1 0 0 円。負債正味財産の部合計 2, 1 1 3 万 1 0 0 円。3、財産目録、令和 6 年 3 月 3 1 日現在、普通預金 3 本の合計で 1, 4 7 6 万 6, 6 4 5 円。現金 5 万 1, 0 0 0 円、計 1, 4 8 1 万 7, 6 4 5 円。

次に、70 頁です。4、正味財産増減計算書、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日、1、経常収益、(1) の基本財産運用収入から (7) の売上げ収入までの経常収益計で 7, 1 5 9 万 3, 6 2 4 円。2、経常費用、(1) の管理費から (8) の活性化交流施設管理運営事業までの経常費用計で 7, 1 2 1 万 8, 6 4 6 円。当期経常増減額 3 7 万 4, 9 7 8 円の増。

3、経常外収益及び 4、経常外費用はありません。したがって、当期経常外増減額はありません。71 頁です。税引き前当期一般正味財産増減額 3 7 万 4, 9 7 8 円。法人税住民税及び事業税が 8 万円。当期正味財産増減額 2 9 万 4, 9 7 8 円の増。正味財産期首残高 5 9 6 万 4, 9 3 4 円。正味財産期末残高 6 2 5 万 9, 9 1 2 円。

次に、72 頁です。第 1 3 期事業計画及び収支計画、第 1 3 期の事業は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までとしております。1、事業計画、第 1 3 期の当協会の最重点事業として、ふるさと納税推進事業を中心に据え、さらなる寄附獲得のための取組を進めてまいります。以下朗読は省略いたしますが、今期においても、カーシェアリング実証事業、プレミアムブランドビエイティブル並びにハンドメイドショップ、ラコリーヌの管理運営に引き続き取り組みとともに、活性化交流施設管理運営事業を適切に進め、地域の活性化に貢献してまいります。

2、収支計画、収入、1、基本財産運用収入 1, 0 0 0 円。2、補助金収入 3, 5 8 4 万 3, 0 0 0 円。3 負担金収入 2, 4 4 9 万 9, 0 0 0 円。4、使用料収入、1 2 9 万円。5、事業収入、1, 0 7 1 万 5, 0 0 0 円。6、雑収入 3 0 万 5, 0 0 0 円。7、繰越金 1, 0 0 0 円。計 7, 2 6 5 万 4, 0 0 0 円。

次に支出です。1、運営費 1, 7 1 1 万 1, 0 0 0 円に、事業費、地域活性化事業、地域地域活性化交流施設管理運営事業合わせまして、5, 5 2 9 万 5, 0 0 0 円。3、予備費 2 4 万 8, 0 0 0 円。計 7, 2 6 5 万 4, 0 0 0 円。以上で報告第 6 号一般財団法人丘のまちびえい活性化協会の経営状況についての報告を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（野村祐司議員） これから質疑を行います。経営状況全般について質疑を許します。質疑ありませんか。

（「はい」の声）

4番、興梠議員。

○4番（興梠勝也議員） ここはもう何回も言ってますけれども、また言わなきゃいけないんでモデルショップ事業やらカーシェアリング事業やら、何回もこれ進展どうなってるのって言っても全然変わらないんですよ、これ、ちゃんと各他の事業もそうですけれども、きちんと検証した上で次の計画を立てているのかっていうのをもう1回、もう前も聞いてるんですけども、改めてもう1回聞きたいのと、事業計画立てる上で、今年からあれですよ。こども陶芸展主催事業として始めるんですよ。始めるときあれだけちょっともめてやっと丸く収まったのに、事業計画の中にその主催事業っていうのがまた入っていない、これちょっとリスペクト足りないのかなっていうのもありますんで、その辺も事業計画を立てる上で、どんな風なさっきの検証も含めた検証も含めた上で、どんな風に事業計画立てていってるのか改めてちょっとお聞きします。

（「はい」の声）

○議長（野村祐司議員） 観音まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（観音太郎君） こちらの興梠議員からの質問につきましては、私も繰り返しの答弁になってしまっていて大変恐縮でございます。まずカーシェアリング実証事業についてですが、令和5年度についてはですね、前年に比べておよそ件数金額、共にですね件数と利用時間ですねともに3倍ほど伸びたというような結果もございましてですね、こちらについては、利用の範囲の拡大等が功を奏したという風に考えております。ただし、こちらについては令和7年度までの計画としておりますが、実験としての役割について本年度検証してですね、令和7年度について続けるかどうかについては、理事会評議員会にきちんとお諮りをして、令和6年度で、あるいはその判断のもとではやめるという可能性もございまして。カーシェアリングについては、このような状況でございます。モデルショップのこちらの支援事業につきましてもですね、同様に、重ねて繰り返しの答弁になってしまっていて恐縮ですが、こちらにつきましても、町の財産である店舗をですね、活性化協会にお貸しして活性化協会が一般財団法人としての事業として、ラコリーヌさんに使っていただいているということで、本来の目的であります、町なかのにぎわい創生というところについては十分に役割を果たしていただいている。

また、メンバーの皆さんも非常に前向きに取り組んでいらっしゃるということがありますので、こちらについても、ただそのお聞きしてそのままにしているわけではなくて、きちんと、評議員会あるいは理事会にお諮りをして、判断を仰ぎながら進めてまいるといふ風にしたいと思っております。すいません。こども陶芸展についてですけれども、こちら質問を受けましてですね、

まさにこちらに事業計画としてお出しするべきだったなということで、私反省しておりますので、これについては今後そのようなことがないように努めさせていただきたいと思います。以上です。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 4番、興梠議員。

○4番(興梠勝也議員) 4番、興梠です。いや、ちょっと細かく聞くつもりはなかったんですけど、今細かくきたんで、モデルショップ事業はもともと、空き店舗対策、スタートアップ事業という風に始まり方をしてるんで、もしそんな風に賑わいづくりというんだったら、モデルとなっているのはふるさと市場運営協議会ですよ。あそこは補助金入れなくてもすぐに切っ、自分たちの中で運営してるんです。人も自分たちの利益の中で雇って。そんな風な形にするのがモデルショップ事業ですよ。そうするとひとり立ちできるんで。このような形にしていかないといつまでも補助金あるから補助金あるからという風に出してると、いつまでたってもひとり立ちってできないので、この辺りを少し考えていってもらえればと思います。それと、補助金、町の補助金が3,500万、それに指定管理料が2,400万、ふるさと納税の推進事業受託で1,000万、町からかなり入ってますよねお金。それでいて何ていうか、検証効果、何か町の賑わいづくりっていうものを活性化しているのかっていう部分っていうのも感じられないので、このあたりもう少し活性化っていう意味合い、ふるさと納税っていうのも入ったんで、もう少し活性化っていう部分っていうのを強く出していただきたいと思います。これについてどう考えているか、伺います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 観音まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(観音太郎君) モデルショップ事業の件につきましてはですねご意見を重く受け止めまして、理事会と評議員会においてこの内容については話し合いを続けてまいりたいという風に思います。活性化協会全体の、今ご質問があったかと思えますけれどもこれについてはですね、昨年度大きな業務の変更等もございました、活性化協会のスタッフは日頃、結果として、あまり表れておりませんが、業務については真剣に取り組んで、全てにおいては真摯に取り組んでいるような状況ではありますけれども、この活性化協会の組織自体についてもですね、今将来的にどうするっていうその結論はないんですが、この形のままで残していいのかという、その続けていいのかという論議を今まさに始めようとしているところでありますので、このあたりについてはご相談申し上げながら進めてまいりたいという風に考えております。以上です。

○議長(野村祐司議員) ほかに質疑ありませんか。

(「はい」の声)

6番、青田議員。

○6番(青田知史議員) 6番、青田でございます。よろしくお願ひいたします。美瑛物産公社、公民共創無くして地方創生なし、これ私の思いなんです。きっと、皆さんが共有されてるかと思うんですけども、今回のこの事業、大元の中ですね、令和4年3月に3法人の再編というのがあって、なかなかそれが当時ね物産公社のそういう赤字内部留保している6,500万の借入れであるとか、保証人の問題であるとか、そういうのがあって、うまくいかなかったとか、かなり突っ込んだ議論もしながら、現在に至っていると。その中でそれぞれの業務を見直して現在に至ってるんですけども、ある意味ですね、さっき議員控室でも、役割を終えつつあるんじゃないのかっていう厳しい言い方かもしれないですけどもね、そういうところは私の思いもあります。役割を終えているというのは、ほかのところでは法人なり、やり方をすればですね、活性化につながるようなことは当然できるんじゃないかと。建物の維持管理についても、残し方であるとか、運営の仕方をですね、変えていくと。未来志向でこれから駅の周辺の市街地の事業も変わってくるわけですから、またその事業承継も変わってくるわけですから、未来志向ですねこの辺を考えていく必要があるんじゃないのかなと。いろいろこう、モデルショップ事業等もございます。あそこはまた、障がい者のそういう何ていうかねアクセスサリィだとかそういうのを販売するいろんな方が使ってるところもあるんで、ああいうところをですね、やっていくのは、先立ってうちにラオス典っていうのやった方がいて、その人来たときには魅力的なんだけどいろいろ置き過ぎてから大変なのかなって、そういうのを見直すのが必要かと思うんですけども、ちょっと長い目で見ると、少し大胆に考えていかなきゃならない部分があるんじゃないのかなという風に考えております。ですから将来的にですね、まちづくり会社町長つくろうとしていたんであれば、そういうまちづくり組織を組織なり会社をですね、民間ですばっと作ったりであるとか、もう一つは、活性化協会ですね、在り方を改めて見直してやっていく必要があるんじゃないかと考えてます。今後どういう風にね、進めていくのか、現時点での思いがあればそれだけちょっと教えていただければと思います。

(「はい」の声)

○議長(野村祐司議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 今青田議員さんから、これまでの経緯についてもご指摘を頂きながらご質問頂いたところでございます。ご指摘どおりでございます。3法人の再編について、私も議員の皆様とご相談申し上げながら進めてきたところでございます。そして、今一定の形で再編はなったところでございますけれども、その過程の中で当時の物産公社の経営状況がコロナ禍の中であり、悪化していた、そういう経営状況の中で物産公社の中にいじっていくということが、非常に困難であるということで、制約のもとで、今、一定の法人の再編を済ませたところでございます。という過程を踏まえますと、私個人の思いといたしましては、これでこの

3 法人のあの時の話が終結しているとは思っておりませんので、今の経済状況、経営状況に応じて、それにふさわしい法人の在り方というものがあると、探っていかなければならないと考えているところでございます。そして先ほどのご質問もございましたけれども、地域の活性化をどうしていくのかというところでございます。で、今残っている、負っている活性化協会の業務としまして地域の活性化あるいは関係人口を増大していく等々公の部分で、果たしていかなければいけない役割は大変大きく、ここが担っていることを思っている価値というものも大変大きなものがありますので、これをないがしろにするわけではございません。ぜひとも、地域の活性化、関係人口、交流人口をどんどん増やしていくという、その役割というものはより一層果たしていかなければならないと考えております。そのときに、今のこの活性化協会の形がふさわしいのか、よりその効果目的を達するためには、別の形もあるのではないかとということにつきましては、私は柔軟に様々な方法を様々な形というものを探ってまいりたいと思っております。現状、ご報告できるとか形が定まってるという状況ではございませんけれども、活性化協会の今ある活性化協会の内部でも、このままでいいのだろうか、自分たちが果たす役割何なのだろうかということ、今改めて考え直しどうしていこうと方向性を出そうとしているところでございます。その議論も踏まえましてどういう、今ある形にこだわるわけではなくどうすれば地域の活性化を実現できるのか、そのためにはどういう枠組みが1番ふさわしいのかという大きな観点に立って本年度もこの議論を進めてまいりたいと考えております。

○議長（野村祐司議員） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声）

これで質疑を終わり、終わります。

お諮りします。議案第6号についてはこれをもって審議を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、報告第6号の件は報告を終わります。

---

日程第18 意見書案第2号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・業施  
木材産策の充実強化を求める意見書について

---

○議長（野村祐司議員） 日程第18、意見書案第2号、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実強化を求める意見書についての件を議題とします。本件について趣旨説明を求めます。

（「はい」の声）

6番、青田知史議員。

(6番 青田 知史議員 登壇)

○6番(青田知史議員)

(意見書案の朗読を省略する)

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(野村祐司議員) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第18、意見書案第2号の件を採決します。意見書案第2号、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実強化を求める意見書についての件を決議することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、意見書意見書案第2号の件は決議することに決定し、決議書を関係機関に送付することにいたします。

---

日程第19 意見書案第3号 厳しい農業情勢を打開する改正基本法と関連法案を求める意見書について

---

○議長(野村祐司議員) 日程第19、意見書案第3号、厳しい農業情勢を打開する改正基本法と関連法案を求める意見書についての件を議題といたします。本件について趣旨説明を求めます。

(「はい」の声)

9番、坂田昌則議員。

(8番 坂田 昌則議員 登壇)

○8番(坂田昌則議員)

(意見書案の朗読を省略する)

○議長(野村祐司議員) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声)



討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから日程第19意見書案第3号の件を採決します。意見書案第3号、厳しい農業情勢を打開する改正基本法と関連法案を求める意見書についての件を、決議することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、意見書案第3号の件は決議することに決定し、決議書を関係機関に送付することにいたします。

---

日程第20 意見書案第4号 2024年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について

---

○議長(野村祐司議員) 日程第20、意見書案第4号、2024年度北海道最低賃金改正等に関する意見書についての件を議題といたします。本件について趣旨説明を願います。

(「はい」の声)

12番、山本賢一議員。

(12番 山本 賢一議員 登壇)

○12番(山本賢一議員)

(意見書案の朗読を省略する)

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長(野村祐司議員) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第20、意見書案第4号の件を採決します。意見書案第4号、2024年度北海道最低賃金改正等に関する意見書についての件を、決議することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、意見書案第4号の件は決議することに決定し、決議書を関係機関に送付することといたします。

---

日程第21 意見書案第5号 地方財政の充実強化に関する意見書について

---

○議長（野村祐司議員） 日程第21、意見書案第5号、地方財政の充実強化に関する意見書についての件を議題とします。本件について趣旨説明を求めます。

（「はい」の声）

11番、谷本憲一議員。

（11番 谷本 憲一議員 登壇）

○11番（谷本憲一議員）

（意見書案の朗読を省略する）

よろしく申し上げます。

○議長（野村祐司議員） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第21、意見書案第5号の件を採決します。意見書案第5号、地方財政の充実強化に関する意見書についての件を決議することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、意見書案第5号の件は決議することに決定し、決議書を関係機関に送付することといたします。

---

日程第22 意見書案第6号 義務教育費国庫負担制度堅持負担率2分の1への復元、30人以下学級など、教育予算確保拡充を、就学保障の実現に向けた意書について

---

○議長（野村祐司議員） 日程第22、意見書案第6号、義務教育費国庫負担制度堅持負担率2分の1への復元、30人以下学級など、教育予算確保拡充を、就学保障の実現に向けた意見書についての件を議題とします。本件について提案理由趣旨説明を求めます。

（「はい」の声）

10番、八木幹男議員。

（10番 八木 幹男議員 登壇）

○10番（八木幹男議員）

（意見書案の朗読を省略する）

よろしく願いをいたします。

○議長（野村祐司議員） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第22、意見書案第6号の件を採決します。意見書案第6号、義務教育費国庫負担制堅持負担率2分の1への復元、30人以下学級など教育予算確保拡充と就学保護の実現に向けた意見書についての件を決議することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、意見書案第6号の件は決議することに決定し、決議書を関係機関に送付することといたします。

---

日程第23 意見書案第7号 道教委これからの高校づくりに関する指針を見直し、全ての子どもに豊かな学びを保障する高校教育を求める意見書について

---

○議長（野村祐司議員） 日程第23、意見書案第7号道教委、これからの高校づくりに関する指針を見直し、全ての子どもに豊かな学びを保障する高校教育を求める意見書についての件を議題といたします。本件について趣旨説明を求めます。

（「はい」の声）

5番、保田仁議員。

（5番 保田 仁議員 登壇）

○5番（保田 仁議員）

（意見書案の朗読を省略する）

よろしく願いをいたします。

○議長（野村祐司議員） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第23、意見書第7号の件を採決します。意見書案第7号、道教委これからの

高校づくりに資する指針を見直し、全ての子どもに豊かな学びを保障する高校教育を求める意見書についての件を、決議することに賛成の方挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、意見書案第7号の件は決議することに決定し、決議書を関係機関に送付することといたします。

---

#### 日程第24 議員の派遣について

---

○議長(野村祐司議員) 日程第25、議員の派遣についての件を議題といたします。本件について、地方自治法第100条13項の、及び美瑛町議会会議規則127条の規定に基づき、別紙のとおり議員の派遣をしたいと思います。

お諮りします。本議会は、別紙のとおり議員の派遣をすることにご異議はありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、別紙のとおり議員の派遣をすることに決定をいたしました。なお、派遣場所に変更等が生じた場合は議長において承認したいと思いますので、ご了承願います。

---

#### 日程第20号 所管事務調査の申出について

---

○議長(野村祐司議員) 日程第20号、所管事務調査の申出についての件を議題とします。本件について、総務文教常任委員会委員長八木幹男議員、産業経済常任委員会委員長山本賢一議員、議会運営委員会委員長保田仁議員から所管事務調査を行うため、閉会中の継続調査の承認を求める申出が別紙のとおりありました。

お諮りします。本件については、各委員長からの申出のとおり承認したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、本件は各委員長の申出のとおり承認することに決定いたしました。なお、派遣地、調査事項等に変更が生じた場合には、議長において承認をしたいと思いますのでご了承願います。

---

#### 閉会宣告

---

○議長(野村祐司議員) これをもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。

会議を閉じます。

---

閉会挨拶

---

○議長（野村祐司議員） 令和6年度第4回定例会閉会にあたり、ご挨拶を申し上げます。2日間にわたる第4回定例会でございました。全て審議終了です。いずれにしましても、いずれの案件も町民生活に結び付いた重要な案件ばかりでありますので、理事者につきましては、適切な執行を特にお願いいたしまして、閉会の挨拶といたします。大変ご苦勞さまでした。ありがとうございました。

午後2時01分 閉会

上記のとおり相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和6年9月10日

美瑛町議会 議長 野村 祐司

議員 興 柁 勝也

議員 坂 田 昌 則